

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画

Action-Plan-For-Next-Generation

(後期行動計画)

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

吉川市

はじめに

吉川市では、市民主役のまちづくりの実現をめざして、市民と行政が協働して住みよい魅力あふれるまちづくりの推進に努めています。

近年、急速に進行する少子化は、本市においても高齢化の進展に伴い、高齢者人口が年少人口を上回る勢いが伺われており、今後、子どもたちや子どもたちを取り巻く社会環境に様々な影響を及ぼすと見られます。

このような状況のなか、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、少子化の流れを変え、子育てしやすい環境を整備するため、自治体や従業員300人を超える企業に次世代育成支援のための行動計画を策定することが義務付けられ、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を推進することが決定されました。このことを受け、本市においても「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」（前期計画）を策定し、各種施策を推進してきました。

国においては、少子化の流れを変えるため様々な対策を実施してきましたが、少子化は予想以上の速さで進行しています。今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに核家族化の進行や共働き世帯の増加、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、さらに考えていかなければならない様々な社会的な課題があります。

このような状況を勘案しながら、後期計画として計画の基本理念である「地域のぬくもりが子どもと親をつつむ 優しさあふれるまち よしかわ」のもと、市民、企業、行政など地域社会のすべての人々が、子どもたちや子育て家庭をみんなで支えあうまちづくりをめざした計画としていきます。

今後は、国や埼玉県をはじめ、市民、地域、企業や関係機関、団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会委員の皆様にご尽力いただいたほか、多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

吉川市長 戸張 胤茂

目次

第1章 行動計画策定の趣旨

1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の動向	7
(1) 吉川市の総人口の推移	7
(2) 年齢3区分別人口の推移	8
(3) 出生数、出生率、合計特殊出生率の推移	9
(4) 児童人口の推移	11
2 子育て家庭の状況	12
(1) 家庭の状況	12
(2) 親の就労状況	18
(3) 地域の状況	24
3 主な子育て支援サービス事業の状況	30
(1) 保育所（園）等	30
(2) 学童保育室	32
(3) 子育て支援センター	33
(4) ファミリー・サポート・センター	34
(5) こども発達センター	35
(6) 家庭児童相談	36
(7) 母子自立支援相談	37
(8) 児童館ワンダーランド	38

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	41
2 基本方針	42
3 行動計画の施策体系	45

第4章 基本施策と事業の取組

基本方針1. 子育てを支援することができる地域づくり	49
(1) 地域における子育ての支援	49
基本方針2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり	55
(1) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	55
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	61

(3) 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取組の推進.....	69
基本方針3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり.....	73
(1) 子育てを支援する生活環境の整備.....	73
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	77
(3) 子ども等の安全の確保.....	79

第5章 行動計画の目標

1 地域における子育て支援事業（12事業）の内容.....	83
2 目標事業量.....	84
(1) 通常保育事業.....	84
(2) 特定保育事業（非定型保育サービス）.....	84
(3) 延長保育事業.....	85
(4) 夜間保育事業.....	85
(5) トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）.....	86
(6) 休日保育事業.....	86
(7) 病児・病後児保育事業.....	87
(8) 放課後児童健全育成事業.....	87
(9) 地域子育て支援拠点事業.....	88
(10) 一時預かり事業（緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス）.....	88
(11) ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）.....	89
(12) ファミリー・サポート・センター事業.....	89

第6章 計画推進のために

1 家庭、地域、企業（事業主）の役割.....	93
2 関係団体・機関との連携.....	95
3 事業の進捗状況の把握及び報告・公表.....	95

資料編

1 計画の策定体制.....	99
2 計画策定の経過.....	100
3 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会設置要綱.....	102
4 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会名簿.....	104
5 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会設置規則.....	105
6 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会名簿.....	107
7 用語解説.....	108

第1章 行動計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

少子化社会対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）では「我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。」と、冒頭で警鐘を鳴らしています。

平成17年には日本で初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率^{*1}が1.26と、ともに過去最低を記録するという人口動態統計結果がでています。

少子化対策や国民の努力によって、平成20年の全国の合計特殊出生率は1.37と3年連続で上昇していますが、第二次ベビーブームの昭和48年に記録した2.14には遠く及ばない状況です。

今なお続く少子化の要因としては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離が着目されており、国では、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消するため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

吉川市においても、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づき、平成16年度に「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、少子化対策に取り組んできたところですが、平成17年度の計画開始から5年が経過した現在、社会情勢の変化も著しく、さらなる子育て支援策が必要なときを迎えています。平成22年度から5年間を計画期間とする後期行動計画は、市民、企業（事業主）や関係団体等の代表の方々とともに検討し、連携を密にした取組を進めるものとします。

2 計画策定の目的

この計画では、子育て家庭のみならず、個人や地域、企業（事業主）を含めた関係団体、国・地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となり、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していくことのできる社会を創り出すことを目的としています。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、以下のような位置づけで策定されています。

- ① 次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、平成16年度に策定された「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」を計画開始から5年が経過する平成21年度（前期計画終了年度）に見直し、国の後期行動計画策定に向けた「行動計画策定指針」に沿って策定される計画です。
- ② 吉川市における最上位計画である「第4次吉川市総合振興計画」（平成14年3月）の将来像である「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ」を具体的に実現する計画として位置づけます。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」の後期にあたる、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4次 総合振興計画									
前期計画									
				見直し	後期計画				



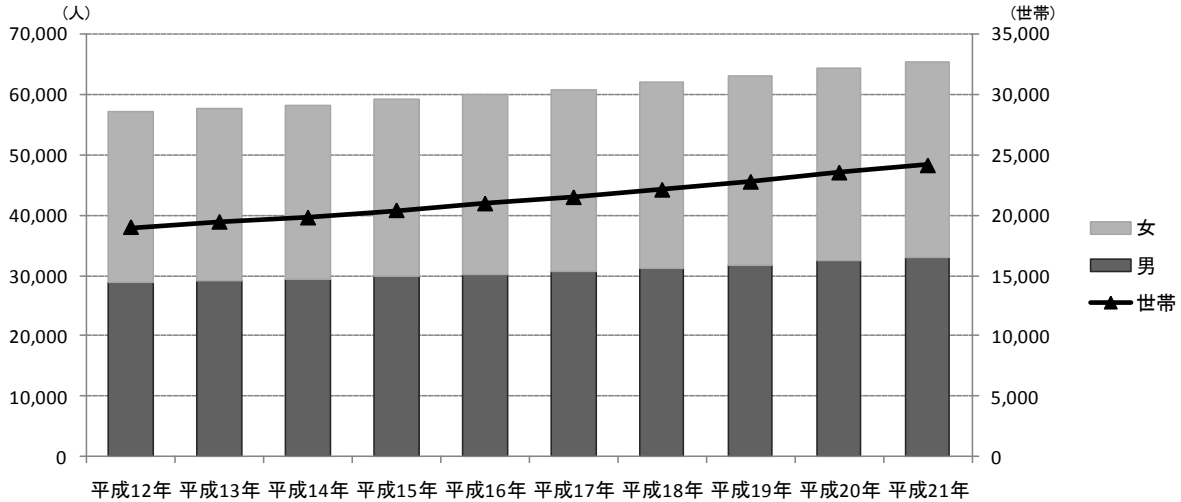
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の動向

(1) 吉川市の総人口の推移

吉川市の人口は、平成12年以降数百人単位で増加を続け、平成18年から平成20年までの3年間は毎年1,000人を超える増加が見られます。

吉川市の総人口（男女別）、世帯数の推移



各年4月1日現在
資料：市民課

吉川市の総人口の推移、世帯数

(単位：人)

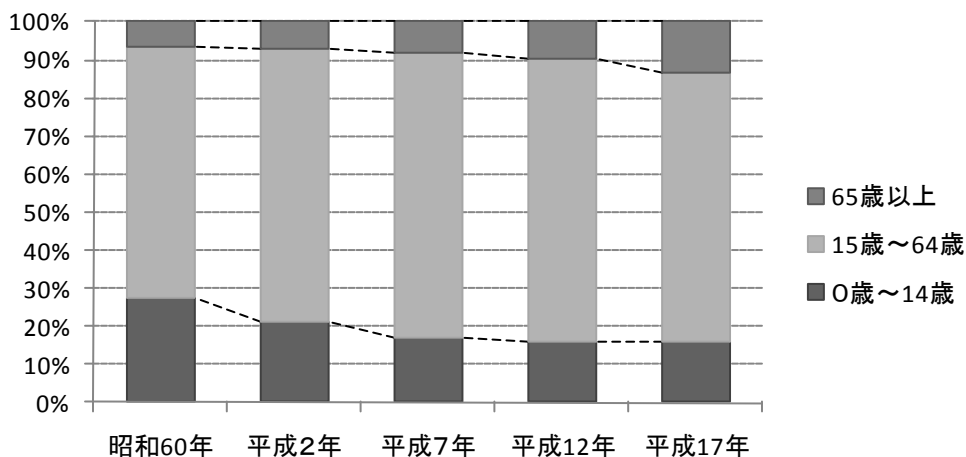
年次	世帯数	総人口	男女別内訳		人口増減数
			男	女	
平成12年	18,969	57,070	28,958	28,112	—
平成13年	19,411	57,684	29,204	28,480	614
平成14年	19,768	58,157	29,369	28,788	473
平成15年	20,380	59,083	29,797	29,286	926
平成16年	20,946	59,863	30,172	29,691	780
平成17年	21,473	60,760	30,643	30,117	897
平成18年	22,094	61,888	31,194	30,694	1,128
平成19年	22,761	63,083	31,796	31,287	1,195
平成20年	23,534	64,419	32,439	31,980	1,336
平成21年	24,138	65,305	32,851	32,454	886

各年4月1日現在
資料：市民課

(2) 年齢3区分別人口の推移

全国的に年少人口及び生産年齢人口の減少が進むなかで、年少人口にあつては平成7年以降増加に転じています。生産年齢人口にあつては、昭和60年以降、増加を続けています。ただし、高齢者人口の増加にあつては、全国的な流れと同様に、著しい増加を見せており、いずれ年少人口の構成比率を上回るような勢いになっています。

年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口・構成比の推移

(単位：人、%)

年次	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢者人口 65歳以上	
		人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
昭和60年	43,616	11,972	27.4	28,859	66.2	2,785	6.4
平成2年	48,935	10,282	21.0	35,187	72.0	3,380	7.0
平成7年	52,705	9,041	17.3	39,267	74.5	4,318	8.2
平成12年	56,673	9,120	16.1	41,952	74.0	5,601	9.9
平成17年	60,284	9,605	15.9	42,310	70.2	8,116	13.5

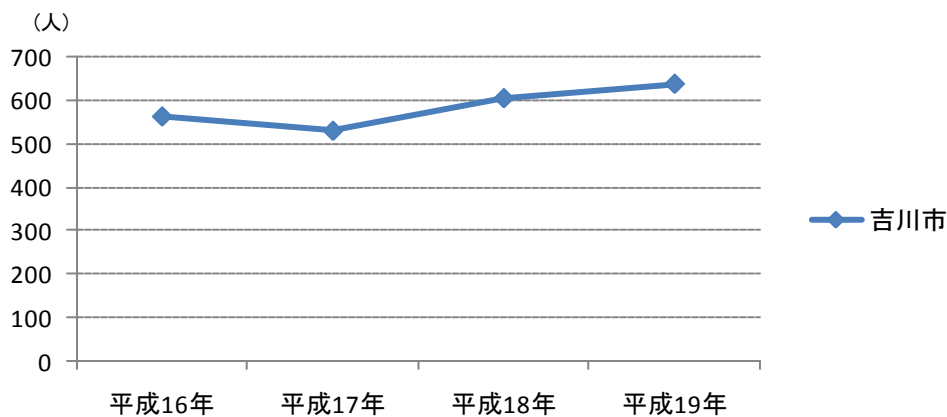
注) 総人口には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

資料：国勢調査

(3) 出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

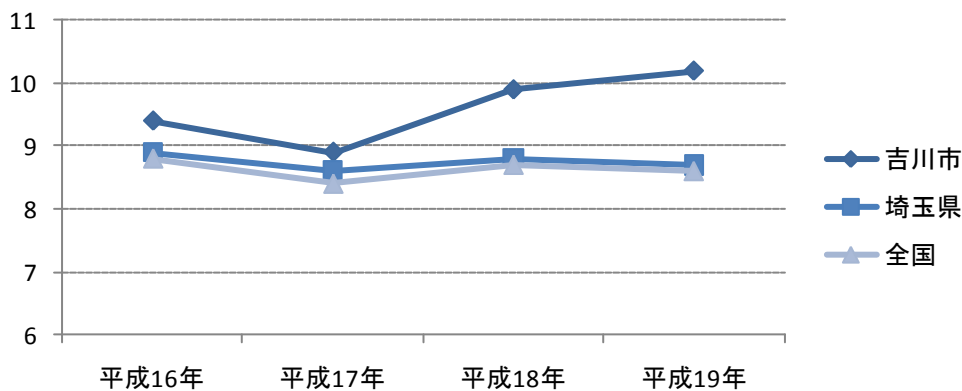
吉川市における過去4年間の出生数の推移を見ると、平成17年に前年を下回っていますが、以降は増加傾向を見せています。出生率^{※2}にあつては、各年ともに全国平均及び埼玉県平均を上回っています。

出生数の推移



資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

出生率の推移

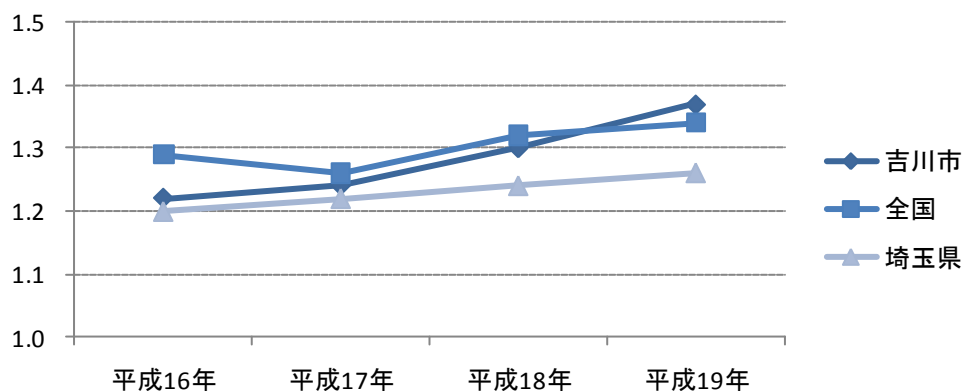


資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

合計特殊出生率では、平成16年以降、順調な上昇にあり、平成19年には全国平均を上回りました。

合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

年次	出生数 (人)			出生率			合計特殊出生率		
	全国	埼玉県	吉川市	全国	埼玉県	吉川市	全国	埼玉県	吉川市
平成16年	1,110,721	61,946	563	8.8	8.9	9.4	1.29	1.20	1.22
平成17年	1,062,530	59,731	530	8.4	8.6	8.9	1.26	1.22	1.24
平成18年	1,092,674	61,201	605	8.7	8.8	9.9	1.32	1.24	1.30
平成19年	1,089,818	60,818	638	8.6	8.7	10.2	1.34	1.26	1.37

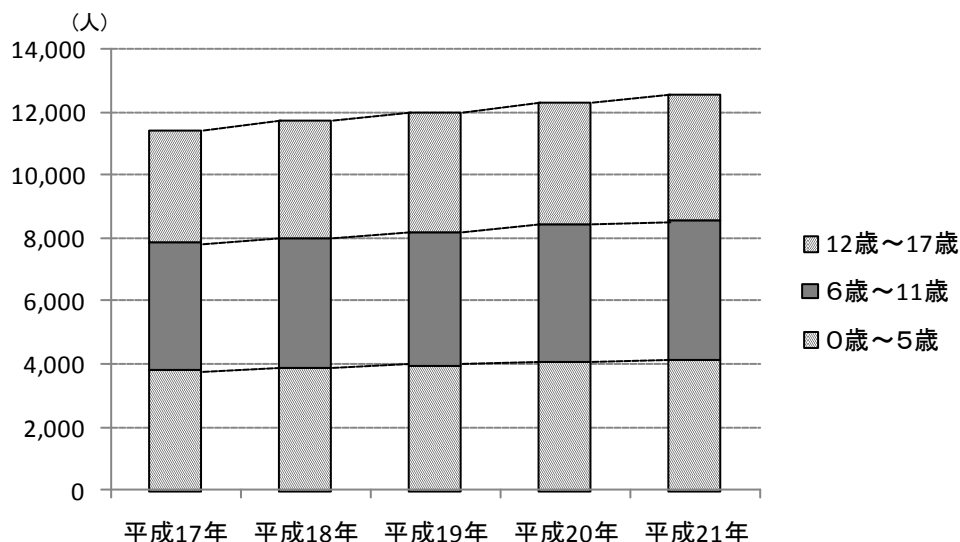
資料：埼玉県の人口動態概況（概況）



(4) 児童人口の推移

吉川市における児童人口の推移は、各年齢階層ともに増加傾向にあります。ただし、高齢者人口の伸び率は児童人口の伸び率を超えており、人口構成におけるさらなる少子高齢化が懸念されます。

児童人口の推移



資料：市民課

児童人口の推移

(単位：人)

年齢	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳～5歳	3,811	3,895	3,981	4,064	4,162
6歳～11歳	4,045	4,132	4,219	4,383	4,402
12歳～17歳	3,583	3,704	3,808	3,874	4,039
合計	11,439	11,731	12,008	12,321	12,603

資料：市民課

【人口の動向のまとめ】

吉川市では、総人口の増加とともに、出生数、出生率、合計特殊出生率ともに増加傾向にはありますが、総人口に占める高齢者人口の割合も増え続け、年少人口数を超える勢いにあります。これは、現在の生産年齢人口が、いずれ減少傾向に入ることを十分予測させることです。

年少人口の底上げを図ることが、今後の大きな課題であり、さらなる子育て環境の整備・充実が必要になります。

2 子育て家庭の状況

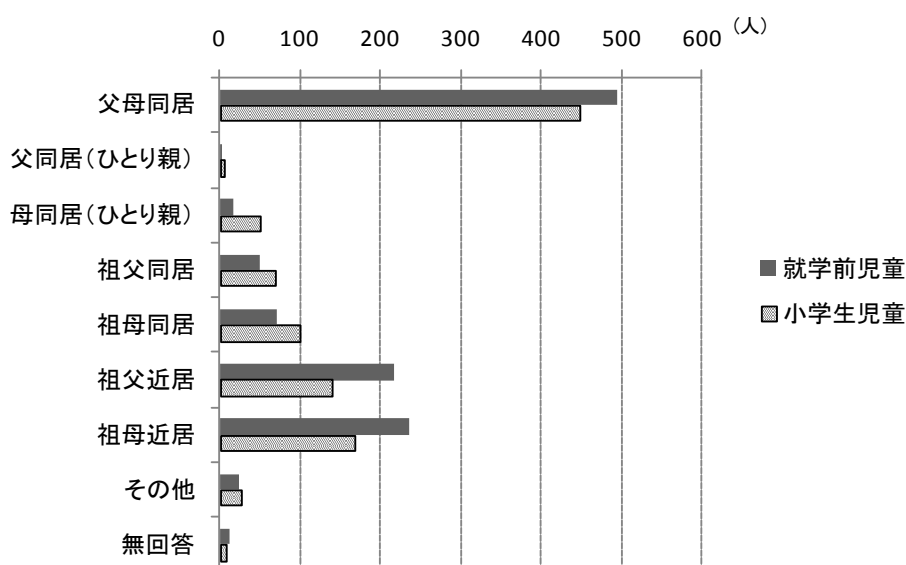
※平成21年2月に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果を引用しています。
 ※図表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しているため、百分率の合計が100%と一致しない場合があります。
 ※アンケートの間により、回答する必要のない人を「非該当」として掲載しています。

(1) 家庭の状況

① 子どもとの同居・近居（概ね30分以内で行き来できる範囲）の状況について

父母同居世帯が、いずれも80%を超えておりますが、祖父母との同居にあつては、前回ニーズ調査（平成16年）時よりいずれもポイントを下げています。祖父母が近居している世帯も就学前児童では40%前後、小学生児童でも25%から30%を超えており、同居はしていないが近くに住んでいるという状況は子育て世帯にとっては、心強い点であるといえます。

子どもとの同居・近居の状況（複数回答）

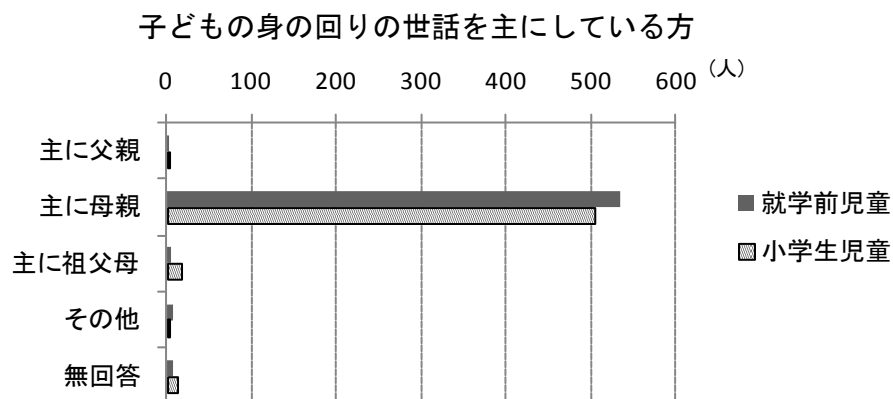


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
父母同居	494	89.0	448	82.8
父同居(ひとり親)	2	0.4	6	1.1
母同居(ひとり親)	18	3.2	50	9.2
祖父同居	51	9.2	70	12.9
祖母同居	72	13.0	100	18.5
祖父近居	216	38.9	140	25.9
祖母近居	235	42.3	168	31.1
その他	24	4.3	28	5.2
無回答	13	2.3	8	1.5
全体	555	100.0	541	100.0
累計	1,125	202.6	1,018	188.2

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

②子どもの身の回りの世話を主にしている方

子どもの身の回りの世話を主に行うのは、就学前児童及び小学生児童のいずれも母親が90%を超えています。



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
主に父親	1	0.2	4	0.7
主に母親	535	96.4	504	93.2
主に祖父母	5	0.9	18	3.3
その他	7	1.3	3	0.6
無回答	7	1.3	12	2.2
全体	555	100.0	541	100.0

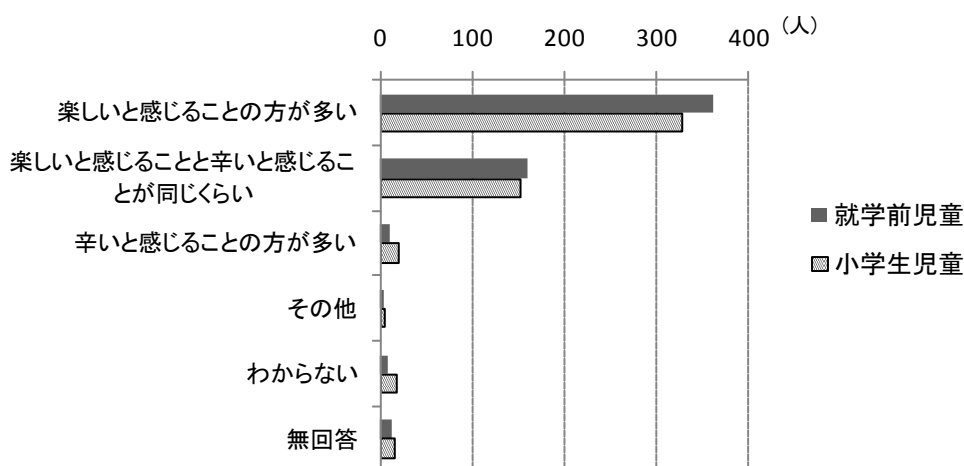
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査



③ 子育ては楽しいですか、辛いですか

就学前児童と小学生児童の全体での結果をみると、60%を超える方が、子育てを楽しんでいると感じることの方が多いとしています。楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらいという方が、30%近くになっています。子育てを辛いと感じることの方が多いという方は、2～3%になります。

子育ては楽しいですか、辛いですか



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
楽しいと感じることの方が多い	361	65.0	328	60.6
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	160	28.8	153	28.3
辛いと感じることの方が多い	10	1.8	21	3.9
その他	4	0.7	5	0.9
わからない	7	1.3	18	3.3
無回答	13	2.3	16	3.0
全体	555	100.0	541	100.0

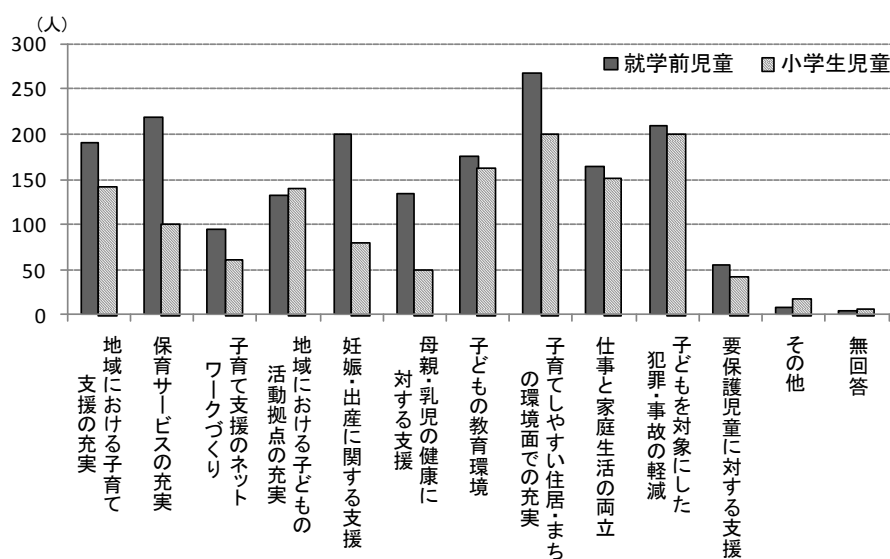
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

④ 子育てへの支援・対策

子育てに有効（辛さを解消できる）な支援・対策については、地域における子育て支援の充実、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実、仕事と家庭生活の両立、子どもを対象にした犯罪・事故の軽減が就学前児童、小学生児童ともに高い数値になっています。このほか、就学前児童では保育サービスの充実が、小学生児童では子どもの教育環境が、それぞれ高い数値を示しています。

ア 子育てに有効な支援・対策

子育てに有効な支援・対策（複数回答）

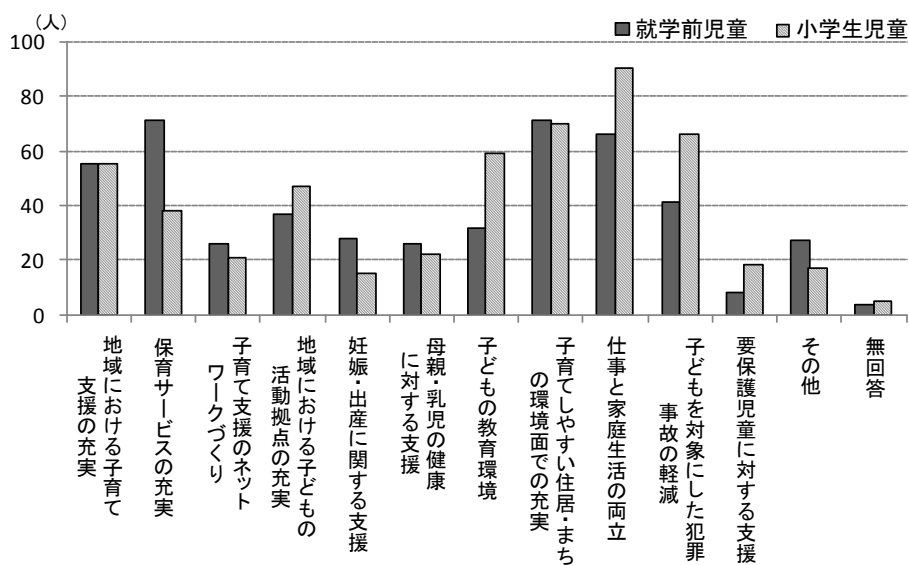


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域における子育て支援の充実	190	52.6	142	43.3
保育サービスの充実	219	60.7	99	30.2
子育て支援のネットワークづくり	95	26.3	61	18.6
地域における子どもの活動拠点の充実	132	36.6	140	42.7
妊娠・出産に関する支援	201	55.7	79	24.1
母親・乳児の健康に対する支援	135	37.4	50	15.2
子どもの教育環境	175	48.5	162	49.4
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	267	74.0	200	61.0
仕事と家庭生活の両立	165	45.7	150	45.7
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	209	57.9	200	61.0
要保護児童に対する支援	55	15.2	42	12.8
その他	8	2.2	17	5.2
無回答	5	1.4	5	1.5
全体	361	100.0	328	100.0
累計	1,856	514.2	1,347	410.7
非該当	194	-	213	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

イ 子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策

子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策（複数回答）



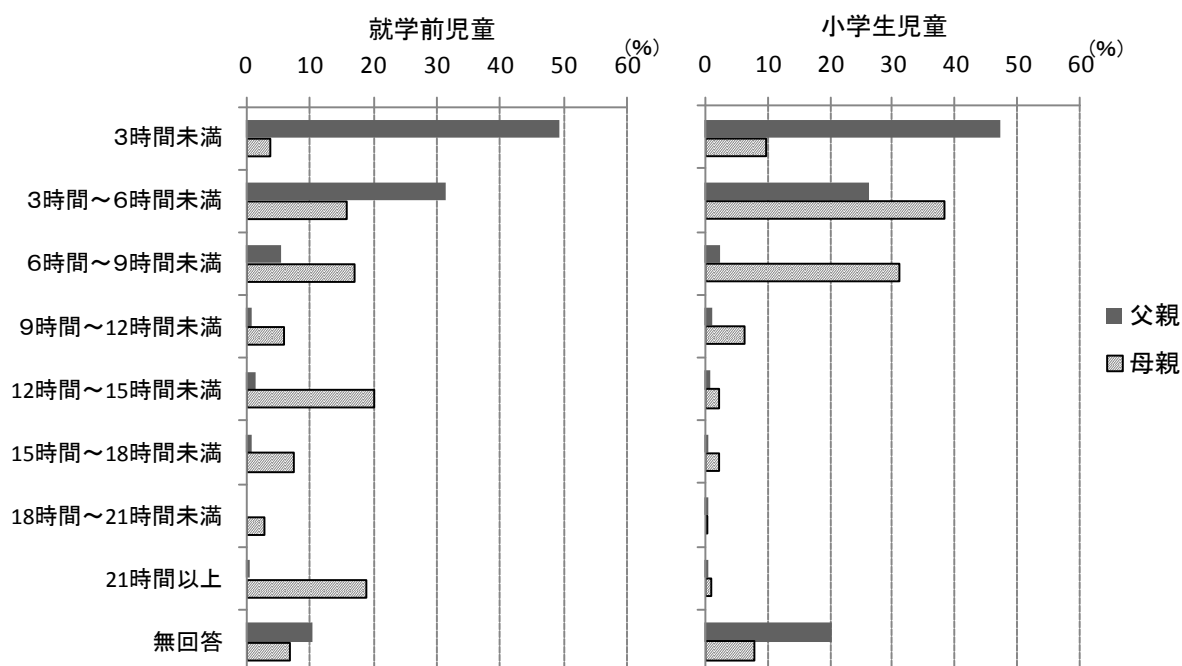
	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域における子育て支援の充実	55	32.4	55	31.6
保育サービスの充実	71	41.8	38	21.8
子育て支援のネットワークづくり	26	15.3	21	12.1
地域における子どもの活動拠点の充実	37	21.8	47	27.0
妊娠・出産に関する支援	28	16.5	15	8.6
母親・乳児の健康に対する支援	26	15.3	22	12.6
子どもの教育環境	32	18.8	59	33.9
子育てしやすい住居・まちな環境面での充実	71	41.8	70	40.2
仕事と家庭生活の両立	66	38.8	90	51.7
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	41	24.1	66	37.9
要保護児童に対する支援	8	4.7	18	10.3
その他	27	15.9	17	9.8
無回答	4	2.4	5	2.9
全体	170	100.0	174	100.0
累計	492	289.6	523	300.4
非該当	385	-	367	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

⑤ 1日当たりの子どもと過ごす平均時間

父親の場合、就学前児童・小学生児童のいずれも50%近くの方が、3時間未満という回答になっています。6時間未満と合わせると、70%を超える値になっています。母親にあつては、就学前児童ですと約50%の方が1日の大半（12時間以上）を子どもと過ごしますが、小学生児童になると80%近くの方が9時間未満に減少するという結果になっています。

1日当たりの子どもと過ごす平均時間



	就学前児童				小学生児童			
	父親		母親		父親		母親	
	人	%	人	%	人	%	人	%
3時間未満	274	49.4	22	4.0	256	47.3	53	9.8
3時間～6時間未満	174	31.4	88	15.9	142	26.2	207	38.3
6時間～9時間未満	30	5.4	96	17.3	13	2.4	169	31.2
9時間～12時間未満	4	0.7	34	6.1	6	1.1	35	6.5
12時間～15時間未満	8	1.4	112	20.2	5	0.9	12	2.2
15時間～18時間未満	5	0.9	43	7.7	3	0.6	13	2.4
18時間～21時間未満	0	0.0	16	2.9	3	0.6	2	0.4
21時間以上	2	0.4	106	19.1	3	0.6	6	1.1
無回答	58	10.5	38	6.8	110	20.3	44	8.1
全体	555	100.0	555	100.0	541	100/0	541	100.0

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

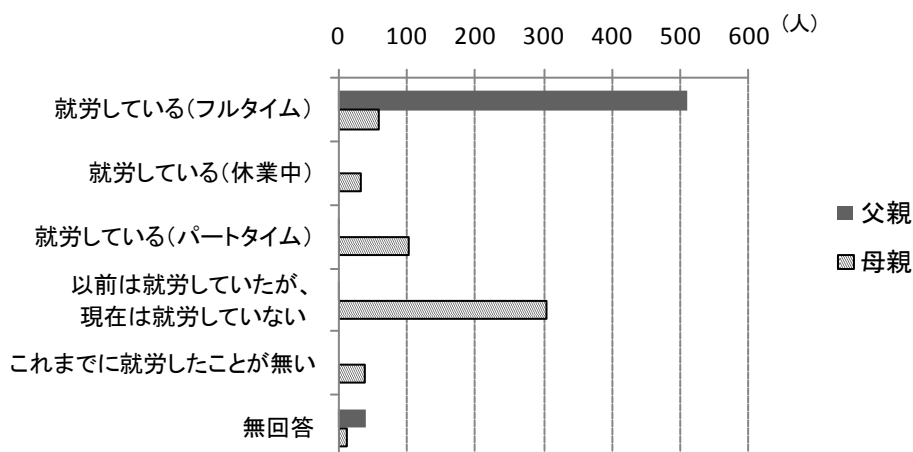
(2) 親の就労状況

① 父母の就労状況

ア 就学前児童

90%を超える父親はフルタイム就労ですが、母親にあつては、50%を超える方が、何らかの理由により離職して現在に至っています。

父母の就労状況（就学前児童）



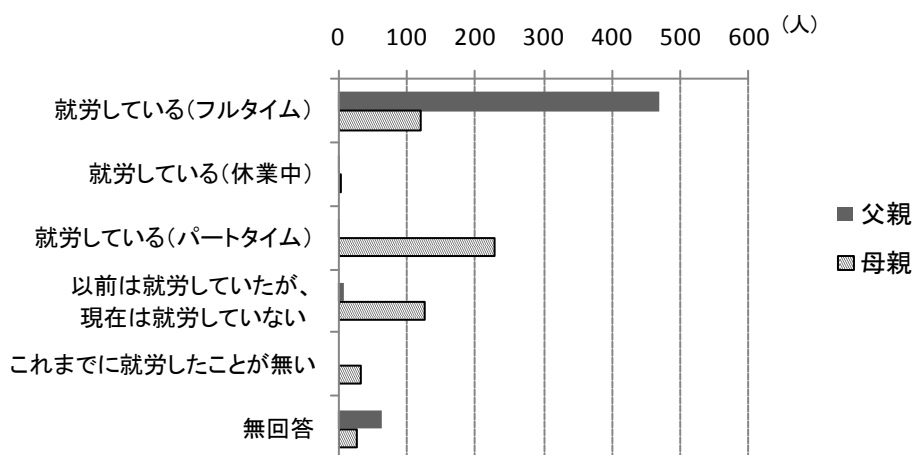
	父親		母親	
	人	%	人	%
就労している（フルタイム）	511	92.1	59	10.6
就労している（休業中）	0	0.0	34	6.1
就労している（パートタイム）	1	0.2	105	18.9
以前は就労していたが、現在は就労していない	2	0.4	304	54.8
これまでに就労したことが無い	0	0.0	39	7.0
無回答	41	7.4	14	2.5
全体	555	100.0	555	100.0

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

イ 小学生児童

父親の就労状況については、就学前児童より若干ポイントは下がるものの80%を超える方がフルタイムでの就労となっています。母親については、60%を超える方が就労しており、子どもに手がかからなくなるにつれ、母親の就労も増加しています。

父母の就労状況（小学生児童）



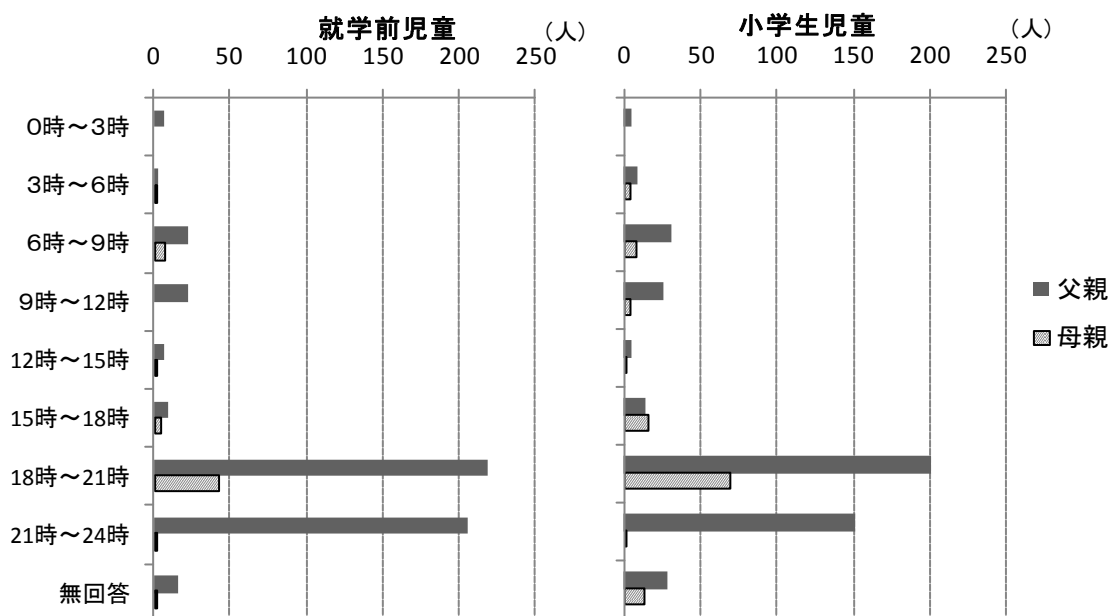
	父親		母親	
	人	%	人	%
就労している（フルタイム）	468	86.5	121	22.4
就労している（休業中）	2	0.4	3	0.6
就労している（パートタイム）	2	0.4	229	42.3
以前は就労していたが、現在は就労していない	7	1.3	127	23.5
これまでに就労したことが無い	0	0.0	34	6.3
無回答	62	11.5	27	5.0
全体	541	100.0	541	100.0

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

② フルタイム就労時の帰宅時間

全体的に、18時から21時までの時間帯での帰宅時間が最も多い結果となっています。

フルタイム就労時の帰宅時間

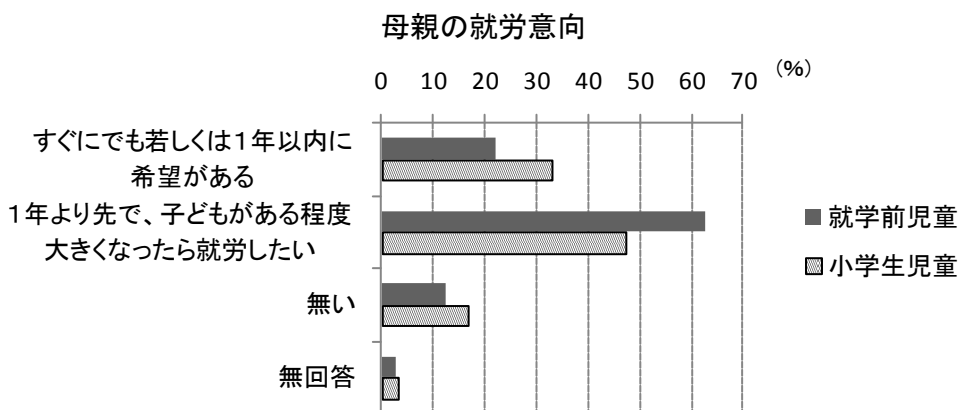


	就学前児童				小学生児童			
	父親		母親		父親		母親	
	人	%	人	%	人	%	人	%
0時～3時	7	1.4	0	0.0	5	1.1	0	0.0
3時～6時	3	0.6	1	1.7	8	1.7	5	4.1
6時～9時	22	4.3	7	11.9	31	6.6	9	7.4
9時～12時	23	4.5	0	0.0	25	5.3	4	3.3
12時～15時	7	1.4	1	1.7	5	1.1	1	0.8
15時～18時	10	2.0	5	8.5	14	3.0	16	13.2
18時～21時	218	42.7	42	71.2	201	42.9	70	57.9
21時～24時	205	40.1	1	1.7	151	32.3	2	1.7
無回答	16	3.1	2	3.4	28	6.0	14	11.6
全体	511	100.0	59	100.0	468	100.0	121	100.0
非該当	44	-	496	-	73	-	420	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

③ 現在働いていない母親の就労意向について

母親の就労意欲は高く、特に小学生児童の母親では30%を超える方が、すぐにでも就労したいとしています。

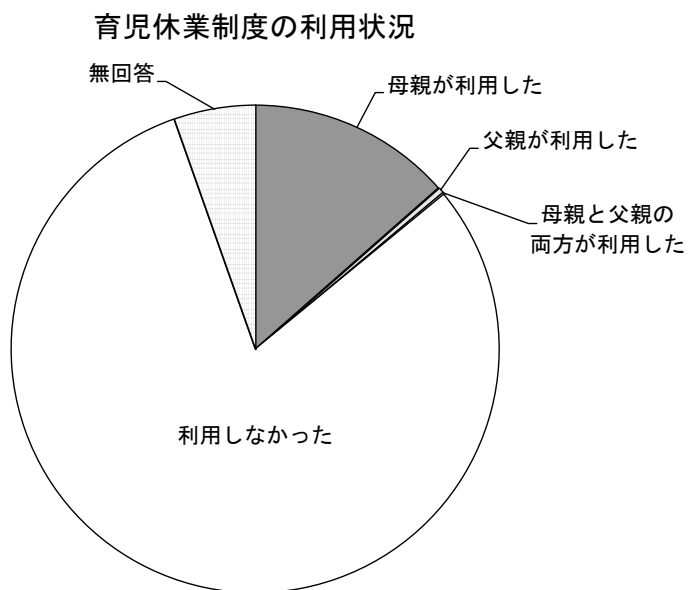


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
すぐにでも若しくは1年以内に希望がある	75	21.9	53	32.9
1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい	215	62.7	76	47.2
無い	43	12.5	27	16.8
無回答	10	2.9	5	3.1
全体	343	100.0	161	100.0
非該当	212	-	380	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

④ 育児休業制度の利用について（就学前児童）

育児休業制度を利用した方が、約14%であり、母親が出産時すでに就労されていなかった場合を考慮しても、利用されている方が非常に少ない状況です。



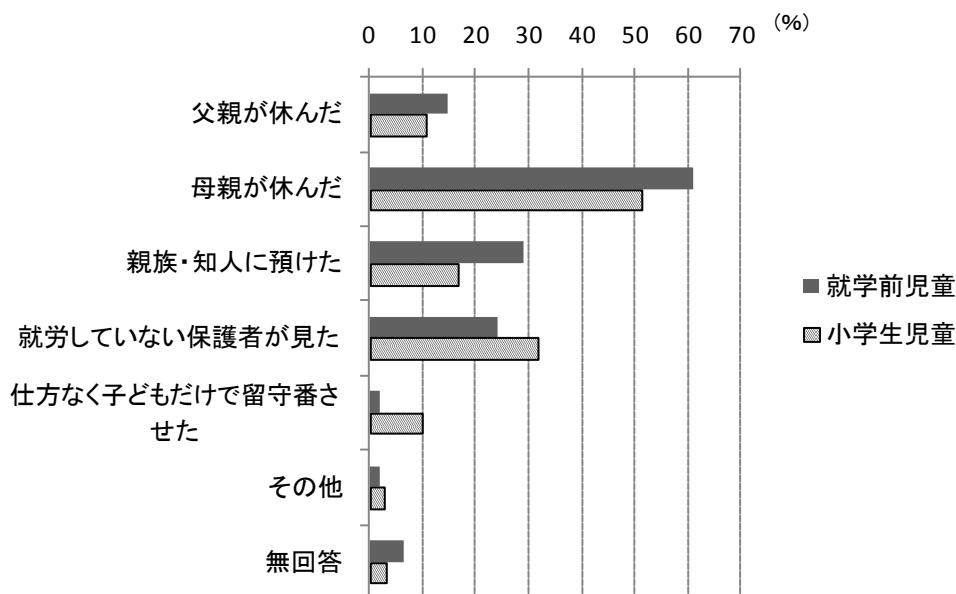
	人	%
母親が利用した	75	13.5
父親が利用した	2	0.4
母親と父親の両方が利用した	1	0.2
利用しなかった	447	80.5
無回答	30	5.4
全 体	555	100.0

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

⑤ 子どもが病気になった時の対応について

就学前児童及び小学生児童いずれの場合も、父母が仕事を休んだり、親族・知人へ預けるなどの対応をとっています。小学生児童の場合は、約10%の方が仕方なく子どもだけで留守番させたという回答となっています。

子どもが病気になった時の対応（複数回答）



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
父親が休んだ	23	14.9	33	10.9
母親が休んだ	94	61.0	155	51.3
親族・知人に預けた	45	29.2	50	16.6
就労していない保護者が見た	37	24.0	96	31.8
仕方なく子どもだけで留守番させた	3	1.9	30	9.9
その他	3	1.9	9	3.0
無回答	10	6.5	10	3.3
全体	154	100.0	302	100.0
累計	215	139.4	383	126.8
非該当	401	-	239	-

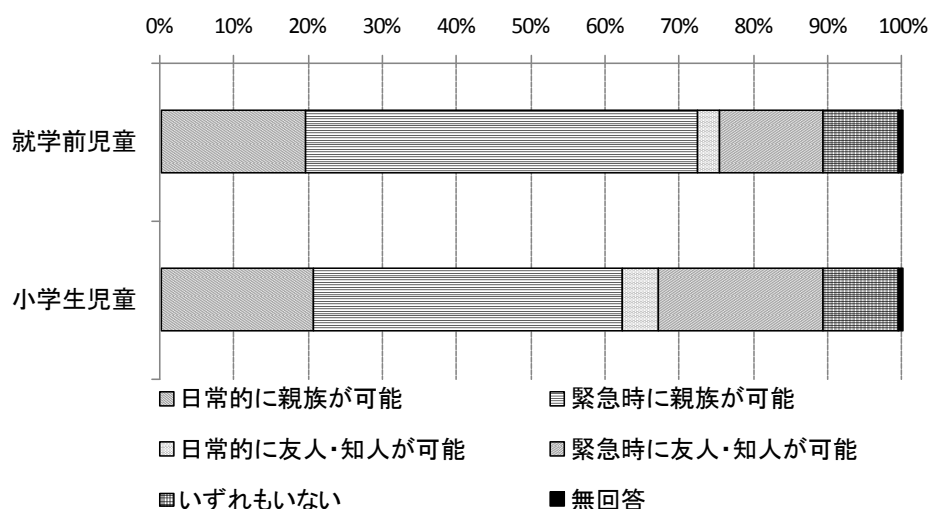
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

(3) 地域の状況

① 日頃子どもを預かってもらえる人について

祖父母等の親族や友人・知人に子どもを預かってもらうことが可能な方が、緊急時を含めると、就学前児童、小学生児童ともに80%を超えており、子どもを預けることに特に問題は無いとしながらも、祖父母の身体的負担、友人・知人の時間的制約や精神的負担を心配する声もあります。

日頃子どもを預かってもらえるかの状況（複数回答）



	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	131	23.6	143	26.4
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	354	63.8	291	53.8
日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	20	3.6	33	6.1
緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	94	16.9	155	28.7
いずれもない	68	12.3	70	12.9
無回答	4	0.7	5	0.9
全体	555	100.0	541	100.0
累計	671	120.9	697	128.8

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

② 保護者会・PTA・自治会活動への参加について

保護者会や自治会活動を含めた地域活動への参加については、いずれも母親の参加が高い結果となっています。参加していない方の今後の参加意向は、すべての行事や組織において過半数を下回るという低い結果になっています。

保護者会・PTA・自治会活動への参加

(就学前児童)

(単位：%、人)

		参加している			参加していないが、 今後できれば参加したい		
		はい	いいえ	全体	はい	いいえ	全体
父 親	①保護者会・PTA	9.7	75.7	555	26.4	64.3	420
	②地域のボランティア活動	5.0	80.4		29.1	62.1	446
	③自治会の活動	26.1	60.0		27.6	65.2	333
	④地域で活動するサークル	3.4	81.4		23.2	67.0	452
母 親	①保護者会・PTA	33.7	56.0		41.5	50.8	311
	②地域のボランティア活動	5.9	83.2		35.9	55.6	462
	③自治会の活動	30.6	59.8		30.4	63.0	332
	④地域で活動するサークル	13.2	75.7		34.0	57.6	420

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

(小学生児童)

(単位：%、人)

		参加している			参加していないが、 今後できれば参加したい		
		はい	いいえ	全体	はい	いいえ	全体
父 親	①保護者会・PTA	24.6	60.4	541	23.2	60.2	327
	②地域のボランティア活動	12.2	71.3		29.8	56.7	386
	③自治会の活動	36.2	48.4		22.5	63.4	262
	④地域で活動するサークル	7.4	76.0		21.9	63.5	411
母 親	①保護者会・PTA	89.1	7.8		38.1	50.0	42
	②地域のボランティア活動	20.1	73.4		38.5	46.3	397
	③自治会の活動	56.9	38.1		28.2	60.2	206
	④地域で活動するサークル	17.6	75.6		29.8	53.5	409

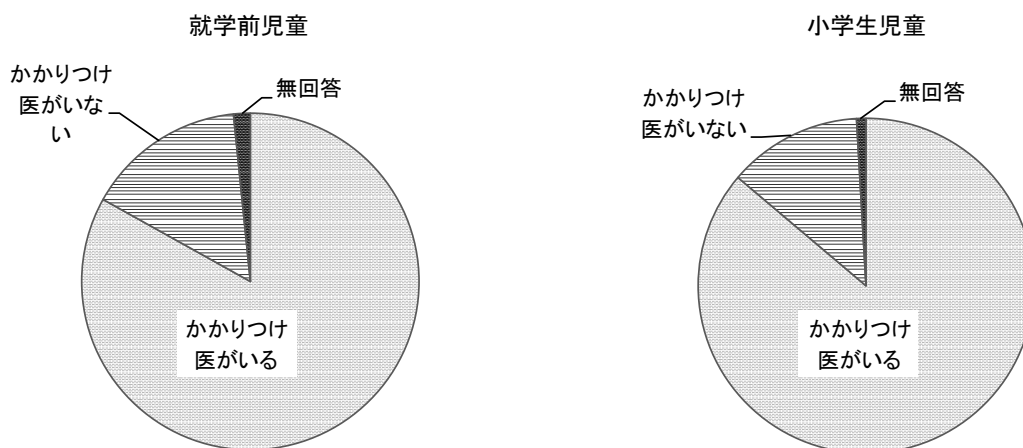
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

③ かかりつけ医について

就学前児童、小学生児童のいずれも80%を超える児童にかかりつけ医がいます。かかりつけ医がない理由については、小学生児童になると「かかりつけ医の必要性を感じない」という割合が高いですが、就学前児童では、「地域の医療機関を知らない」という方も多く、医療機関に関する情報提供をさらに推進する必要があります。

ア かかりつけ医の状況

かかりつけ医の状況

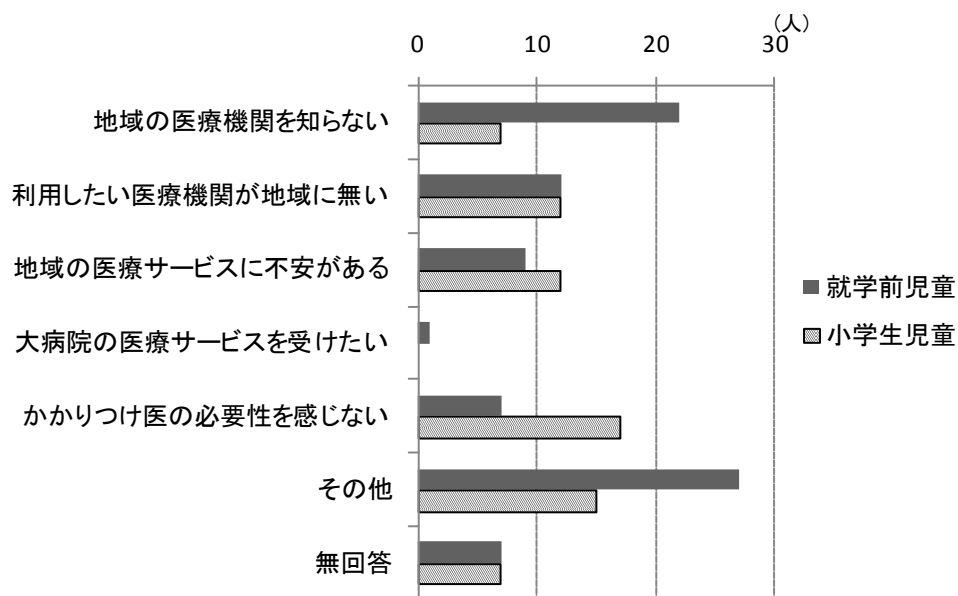


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
かかりつけ医がいる	461	83.1	466	86.1
かかりつけ医がない	85	15.3	70	12.9
無回答	9	1.6	5	0.9
全体	555	100.0	541	100.0

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

イ かかりつけ医がない理由について

かかりつけ医がない理由

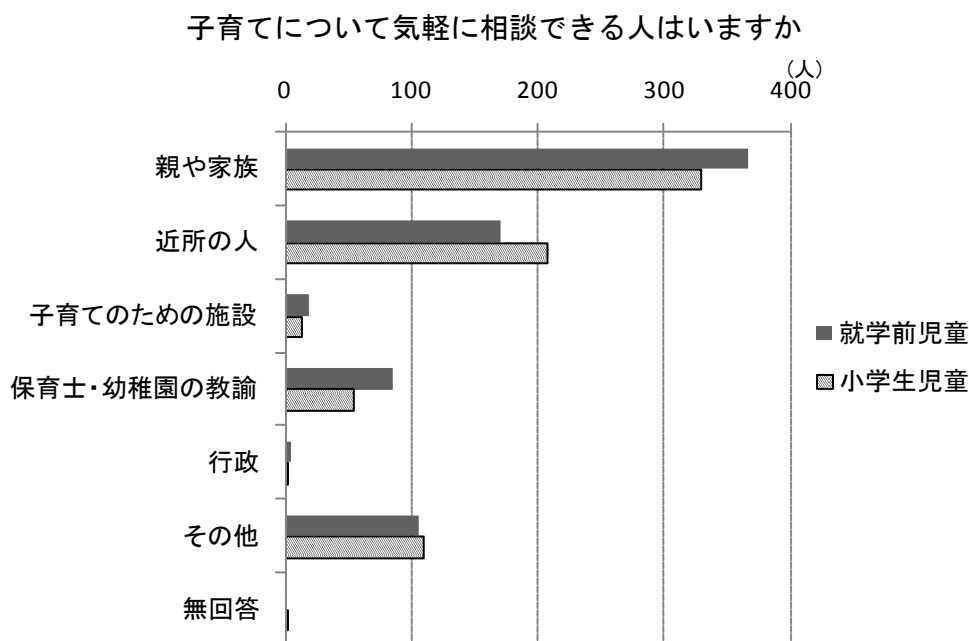


	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
地域の医療機関を知らない	22	25.9	7	10.0
利用したい医療機関が地域に無い	12	14.1	12	17.1
地域の医療サービスに不安がある	9	10.6	12	17.1
大病院の医療サービスを受けたい	1	1.2	0	0.0
かかりつけ医の必要性を感じない	7	8.2	17	24.3
その他	27	31.8	15	21.4
無回答	7	8.2	7	10.0
全体	85	100.0	70	100.0
非該当	470	-	471	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

④ 子育てについて、気軽に相談できる人がいますか

子育てについて、気軽に相談できる人がいる方は、いずれも70%を超えています。主な相談相手は、親や家族、近所の人、教育関係者等となっており、行政と答えた方は、わずか1%前後という結果になっています。



子育てについて、気軽に相談できる人がいますか	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
いる	403	72.6	396	73.2
いない	28	5.0	31	5.7
無回答	124	22.3	114	21.1
全 体	555	100.0	541	100.0



それはだれですか (複数回答)	就学前児童		小学生児童	
	人	%	人	%
親や家族	367	91.1	330	83.3
近所の人	170	42.2	207	52.3
子育てのための施設	19	4.7	14	3.5
保育士・幼稚園の教諭	85	21.1	55	13.9
行政	5	1.2	3	0.8
その他	105	26.1	110	27.8
無回答	2	0.5	2	0.5
全 体	403	100.0	396	100.0
累 計	753	186.9	721	182.1
非該当	152	-	145	-

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

【子育て家庭の状況のまとめ】**(1) 家庭の状況について**

家族構成の大半は父母同居による核家族となっておりますが、祖父母が近居している世帯も、就学前児童で40%前後、小学生児童で25%から30%を超える世帯があります。

子どもの身の回りの世話を主にしている方は、就学前児童、小学生児童のいずれの場合も90%以上の世帯で、「主に母親」という結果となっており、依然、母親への負担が大きいことが推測され、父親の子育て参加の促進が必要と考えられます。

60%を超える方が、子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答されていますが、30%近くの方が、楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらいとし、3%前後の方が、子育てを辛いと感じることの方が多いと回答しています。

子育てをする上で、家庭、職場、社会の環境改善や保育サービス、子育て支援サービス、子どもの活動拠点及び教育環境の充実が求められています。

(2) 親の就労状況について

就学前児童では30%超、小学生児童では60%超の家庭で、母親が就労しているという結果がでており、フルタイム就労家庭での平均帰宅時間も18時から21時までの時間帯が最も多くなっています。母親の産休明けでの職場復帰、育児休業の早期切り上げ及び子どもの成長とともに高くなる就労意向など、母親の就労機会は増加する傾向にあります。今後は保護者の就労支援を含めた子育て支援サービスの充実が求められます。

そういったなかで、子どもの傷病時に保育サービスが受けられずに、父母が仕事を休むケースも多く、病児・病後児保育のサービス体制の整備が急がれます。

あわせて、子育てと仕事を両立するために、就労環境の整備や子育て家庭に対する職場の理解など、企業側（事業主）の理解や協力も必要となってきます。

(3) 地域の状況について

10%を超える家庭で、日頃子どもを預ける親族や知人・友人がいないと回答しており、預けることができる家庭でも、預け先に負担をかけていることを心配されています。ファミリー・サポート・センター事業の充実を図るとともに、地域でのつながりを深めることも必要とされています。

地域でのつながりを深めることにもなる自治会活動や地域活動への参加状況も、子どもが大きくなることで参加が増える傾向にありますが、この場合もやはり母親が中心となっており、父親の参加促進が重要になっています。

子育てについて気軽に相談できる人がいない方が5%を超えています。地域での子どもの見守りは当然必要なことですが、子育て家庭の見守りについても、その必要性が求められています。

3 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 保育所（園）等

① 認可保育所（園）

保護者が就労、疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児に対し、保護者に代わって保育所において保育を行います。

市内には、公立保育所3か所、民間保育園4園があり、入所には保護者からの申し込みが必要になります。また、各家庭の所得税額等に応じた保育料の負担が必要になります。

◎対象 入所時生後6か月を過ぎた乳幼児から小学校就学前の児童まで
※吉川つばさでは生後2か月から入園可能

◎保育時間 平日 8時30分～16時30分
土曜日 8時30分～正午

◎時間外保育 平日 7時～8時30分
16時30分～18時
土曜日 7時～8時30分
正午～18時（第一・第二、吉川団地は17時まで）

◎延長保育 平日 18時～19時
土曜日 18時～19時（第三、青葉、吉川つばさのみ有料で実施）

※各保育所、保育園により対応が若干異なります。

施設名	所在地	電話番号
第一保育所	きよみ野2-22-1	048-982-0259
第二保育所	木売新田16	048-982-5300
第三保育所	飯島231	048-982-4878
青葉保育園	木売新田47	048-982-4171
吉川団地保育園	吉川団地5-16	048-982-1434
育暎保育園	高富2-12-6	048-981-4574
吉川つばさ保育園	保1-24-1	048-951-5728

保育所（園）数と入所（園）児童数

（単位：か所、人）

年度	施設数	入所（園）児童数	待機児童数
平成19年度	7	628	4
平成20年度	7	649	8
平成21年度	7	659	15

各年度4月1日現在
資料：子育て支援課

年齢別入所（園）状況

（単位：人）

年 度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定数
平成19年度	25	92	103	128	136	144	628	627
平成20年度	28	91	111	133	141	145	649	627
平成21年度	42	85	113	131	144	144	659	627

各年度4月1日現在
資料：子育て支援課

② 認可外保育施設（家庭保育室等）

保護者が就労、疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児に対し、保護者に代わって市が認証した家庭保育室において保育を行う施設が2か所、市の認証は受けていませんが、同様な保育を行う施設が1か所市内にあります。

◎対象 生後3か月～就学前まで（各施設により異なります。）

◎保育時間 7時30分～20時まで（各施設により異なります。）

※保育料は各家庭保育室等により異なります。

施設名	所在地	電話番号
八島家庭保育室（家庭保育室）	保1-36-5	048-982-1467
こぐま保育園（家庭保育室）	木売1-9-8	048-981-1622
ひまわりらんど	木売1-9-12	048-981-6009

家庭保育室等の利用状況

（単位：か所、人）

年 度	施設数	入室児童数
平成19年度	4	29
平成20年度	3	17
平成21年度	3	24

各年度4月1日現在
資料：子育て支援課

(2) 学童保育室

保護者の就労等により、放課後における保育に欠ける小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後から18時30分までの間、学童保育室を設置しています。

◎対象 小学1年生～3年生（障がい児等4年生以降の入室あり）

◎保育時間 通常時 平日 放課後～18時30分（19時）

学校休校日 平日 8時～18時30分（19時）

土曜日 8時～17時

◎保育料 月額7,000円（別途おやつ代2,000円）

※保育時間の延長保育料（平日18時30分～19時まで）月額1,000円

施設名	クラブ数	所在地	電話番号
関小学校学童保育室	3	吉川団地1-10	048-981-2088
北谷小学校学童保育室	2	高富857	048-982-1171
吉川小学校学童保育室	1	平沼73	048-982-3860
栄小学校学童保育室	3	吉川613	048-981-3583
三輪野江小学校学童保育室	1	加藤641	048-981-4522
中曽根小学校学童保育室	2	中曽根2-4	048-981-4521
旭小学校学童保育室	1	南広島1940	048-992-3064

学童保育室の利用状況

（単位：か所、人）

年度	施設数	クラブ数	入室児童数
平成19年度	7	11	392
平成20年度	7	12	498
平成21年度	7	13	513

各年度4月1日現在

資料：子育て支援課



(3) 子育て支援センター

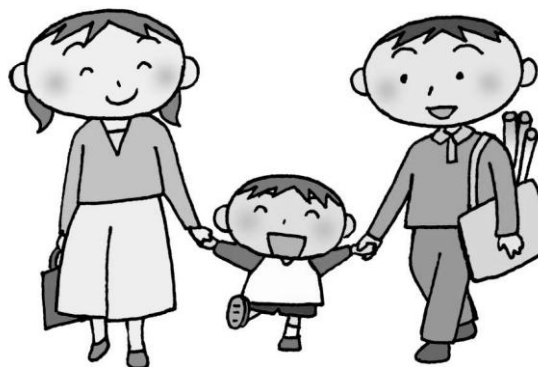
子育て支援センター^{*3}では、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供を行います。また、子育て講座等を開催することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

- ◎対象 就学前までの子どもと保護者
- ◎開設時間 8時30分～17時
- ◎所在地 きよみ野1-1（市民交流センターおあしす2階）
電話番号 048-984-6377

子育て支援センター利用状況

利用内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
育児相談（電話・面接）	314件	383件	604件
子育て講座	241人	248人	265人
出前子育て講座	295人	393人	444人
中高生講座	延べ 19人	延べ 63人	延べ 22人
ボランティア養成講座	延べ 40人	延べ 22人	延べ 21人
るんるんコーナー （手遊び、読み聞かせや体操）	1,387人	1,138人	852人

各年度3月31日現在
資料：子育て支援課



(4) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター^{*4}は、子育ての援助を行いたい方（協力会員）と子育てのサービスを受けたい方（利用会員）を、会員として組織し、会員同士による子育ての援助活動を支援します。利用には、事前に会員登録が必要です。また、利用される場合は利用料金を負担していただきます。

援助活動は、保育所への送迎や一時保育、小学校帰宅後の預かり等です。

- ◎対象 小学校6年生までの児童
- ◎援助活動時間 6時～20時
- ◎所在地 きよみ野1-1（市民交流センターおあしす2階）
電話番号 048-984-6378

※平成21年1月からは、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町による広域利用が可能となりました。

ファミリー・サポート・センター活動状況

(単位：人)

援助の内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	310	381	131
保育施設までの送迎	0	0	25
学童保育室終了後の子どもの預かり	360	644	547
学校の放課後の子どもの預かり	107	153	131
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	11	31	15
買い物等外出の際の子どもの預かり	52	8	6
保護者の病気、子どもの病気、その他急用の場合の援助	53	35	26
保護者の臨時的就労、求職活動中の援助	0	28	33
子どもの習い事等の援助	496	304	625
保育施設、学校休みの支援、入所前の援助	26	36	15
計	1,415	1,620	1,554

各年度3月31日現在
資料：子育て支援課

(5) こども発達センター

就学前の心身に障がいのある児童や心身の発達に遅れがあると疑われる児童とその保護者を対象として、言語療法や理学療法などを取り入れ、児童に基本的な生活習慣を身につけさせて、社会生活の適応力を深め、健全な心身の発達を促すための療育を行います。

- ◎対象 未就学児童とその保護者
- ◎療育時間 9時～14時30分
- ◎所在地 木売新田16（第二保育所内）
電話番号 048-983-4800

こども発達センターの利用状況

(単位：人)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通園者	1,892	1,535	1,409
理学療法	12	15	20
言語療法	195	192	224

注) 利用人数は延べ人数
各年度3月31日現在
資料：子育て支援課



(6) 家庭児童相談

家庭児童相談室では、学校や幼稚園に行けない、夜尿や爪かみ、チックが治らない、非行の心配があるなど、児童のことについて、専任の相談員が相談に応じ、助言を行います。

電話での相談もできます。

- ◎対象 18歳未満の児童及びその保護者
- ◎相談日 火曜日 13時～16時
木曜日 9時～11時30分
- 移動相談 児童館ワンダーランド（火曜日 9時30分～11時30分）
市民交流センターおあしす（第1、3、5木曜日 13時30分～16時）
- ◎所在地 吉川市吉川2-1-1（吉川市役所子育て支援課内）
電話番号 048-982-9529

児童相談受付状況

(単位：人)

相談内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童虐待相談	7	5	12
児童養護に関する相談	8	2	0
保健相談	1	2	0
肢体不自由相談	1	4	0
言語発達障害等相談	3	6	0
重症心身障害相談	0	0	1
知的障害相談	5	0	3
自閉症等相談	0	0	1
ぐ犯行為等相談	0	1	0
性格行動相談	2	3	7
不登校相談	4	6	2
育児・しつけ相談	44	33	9
その他の相談	2	2	7
計	77	64	42

資料：福祉行政報告例の報告データ



(7) 母子自立支援相談

母子自立支援員が、母子及び寡婦家庭の方を対象に、自立に向けた相談支援や情報提供を行います。

全体の相談件数は増加しており、各相談内容すべての相談件数が増加しています。就労や資格の取得に関する相談が最も多く、母子家庭等における自立の意向が高いことが伺えます。離婚に関する相談も全体の1割を占めており、母子家庭の増加を予兆させる状況となっています。母子家庭の自立を第一義的に目指しますが、離婚で悩んでいる方々への相談支援も必要となっています。

- ◎対象 母子家庭（婦人含む）
- ◎相談日 月曜日 9時～12時
水曜日 13時～16時
木曜日 9時～12時
- 移動相談 市民交流センターおあしす（第2、4木曜日 13時30分～16時）
- ◎所在地 吉川市吉川2-1-1（吉川市役所子育て支援課内）
電話番号048-982-9529

母子自立支援員相談件数

(単位：人)

相談内容	平成19年 1～3月	平成19年度	平成20年度
住宅	2	14	20
医療	5	15	29
家庭紛争	2	7	34
DV	2	14	17
離婚	4	29	34
就労・資格取得	4	39	59
養育・保育・教育等	4	15	17
経済支援・生活援護	4	38	54
母子・寡婦資金貸付	0	11	13
その他	4	26	37
計	31	208	314

各年度3月31日現在
資料：子育て支援課

(8) 児童館ワンダーランド

児童館ワンダーランドは、未来を担う子どもたちのための施設です。遊びや各種の行事を通して子どもの健全な育成を図るとともに、宇宙を身近なものとして接する場としてプラネタリウムを設置しています。また、遊びながら運動に親しむ習慣を形成するための拠点として、小学生を中心に乳幼児から高校生まで幅広く利用されています。

- ◎開館時間 9時～17時（夏休みの期間中は18時まで）
- ◎休館日 毎週月曜日（休日の場合はその翌日及び翌々日）
祝祭日の翌日
年末年始
- ◎所在地 吉川市大字高久1260番地
電話番号 048-981-6811

児童館ワンダーランド来館者数

（単位：人）

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児 童	25,693	25,377	25,048
大 人	9,820	8,015	7,876
計	35,513	33,392	32,924

各年度3月31日現在
資料：子育て支援課

【主な子育て支援サービス事業の状況のまとめ】

全国的に児童人口が減少するなかで、吉川市では微増ながら増加傾向にあります。少子化対策という観点においての子育て支援策というより、実際に増加している児童人口に対応すべく、多様な子育て支援策の必要性が高まっています。

加えて、保護者等の就労形態の多様化に伴い、保育サービスへの需要が一層の高まりを見せています。

子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業については、対象世帯等へのさらなる周知を図るとともに、事業内容の充実が必要です。

保護を必要とする児童や、支援を必要とする子育て家庭への相談業務も重要になってきています。また、相談から具体的支援へスムーズにつながるよう、関係機関との連携を含めた体制の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**地域のめくもりが 子どもと親をつつむ
優しさあふれるまち よしかわ
～未来を担う子どもたちのために～**

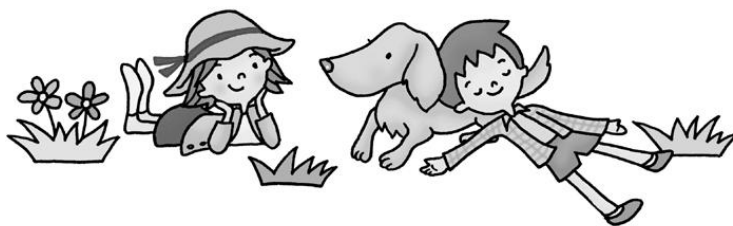
未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるべきものです。地域の人々の見守りとふれあいがあふれるまちで、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会が築かれなければなりません。

しかしながら、子育てを取り巻く環境は年々変化し、核家族化の進行や地域住民同士のつながりの希薄さから見える子育ての孤立化をはじめ、経済的不安や子どもを巻き込む犯罪など、子育て家庭だけでは解決できない問題が増えてきています。

そこで、どうしたら子どもたちが健やかに自分らしく成長し、また、私たち大人も子どもたちの成長の喜びを共有することができるのか、子どもたちの主体性を尊重しながら、考え行動していく必要があります。

次世代を担う子どもたちを育むためには、子育て家庭のみならず、個人や地域、企業（事業主）を含めた関係団体、国・地方公共団体をはじめとする関係機関による密接な連携と協働^{*5}のもと、取組を進めていかなければなりません。

以上の考えを基に、この基本理念を定めます。



2 基本方針

基本理念を具現化するために、次の3項目を基本方針として、総合的に施策を推進していきます。

基本方針1. 子育てを支援することができる地域づくり

子育ての基本は家庭等にあり、親から子へと肌のぬくもりとともに引き継がれ、ごく自然に学んできた子育ての有り様も、急速な核家族化や、情報誌・インターネットの普及など、育児を取り巻く環境の変化とともに変わってきています。さらに、地域コミュニティが希薄になっている都市部などでは、地域住民との関わりも少なく、子育て経験者の方々との交流も無いままに、子育て家庭が孤立しがちな傾向にあります。

そのため、子育て家庭と地域社会のつながりや人と人とのつながりをつくるとともに、家庭や地域社会における「子育て力」を高めるための施策を推進していきます。

基本施策

1. 地域における子育ての支援

子育て支援センターなどの子育て支援拠点事業の拡充を進め、子育て中の保護者の方がより気軽に利用できる環境の整備を行います。

従来の保育事業に加え、家庭的保育事業や病児・病後児保育事業の新たな導入による保育サービスの充実を図っていきます。

ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、保護者の方にとって、より利用しやすいものにしていきます。

よしかわ子育てネットワーク^{※6}との協働による、子育て中の保護者の方や子育てサークル等への支援の充実を図っていきます。

児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進していきます。

基本方針2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり

安心して子どもを生み育てるために、思春期・妊産婦期・育児期を通じて、母体の健康を守るとともに、健診事業、相談事業及び食育事業を通じて、親子の健康づくりを支援します。

さらに、家庭、地域及び学校などあらゆる場面での教育環境の整備を行い、子どもの個性や能力を伸ばし、様々な社会体験や自然体験を通して自立を支援します。

また、子どもの主体性と権利を尊重するとともに、児童虐待やいじめへの対応と、母子家庭や障がいのある子どもの家庭などを支援します。

基本施策**1. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進**

妊娠・出産・産じょく期及び育児期それぞれのステージにおいて、保護者の方々が安心できるよう、健診や相談事業を実施していきます。

学校や家庭における「食」や「性」に関する教育を推進します。

子どもの緊急時に備え、小児救急医療体制の充実に努めます。

2. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

思春期の児童を対象に、家庭を築き子どもを生み育てることの意義や素晴らしさが理解できる取組を進めます。

学力の向上と併せて心身ともに健やかに成長し、生きる力を養えるような、様々な体験や経験が積める取組を進めます。

家庭、地域及び学校が連携・協働し、家庭や地域の「教育力」の向上に取り組みます。

子どもを取り巻く有害環境に対し、家庭、地域及び学校における情報モラル^{※7}教育の推進に取り組みます。

3. 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関等との連携強化を図ります。

基本方針3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり

子育てをしていく上では、整った生活環境や社会環境がとても大切です。住居、道路交通、公共施設などのユニバーサルデザイン^{※8}やバリアフリー^{※9}を意識したまちづくりを進めていきます。

さらに、交通安全教室や犯罪に対する啓発事業を行うとともに、自主防犯組織など地域や警察などとの連携を進め、子どもの安全の確保に努めていきます。

また、子育てを含めた家庭生活と仕事が調和のとれるような社会を実現するための啓発事業を推進します。

基本施策

1. 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅、良好な居住環境を確保するための情報提供、安全な道路環境の整備及び安心して外出ができるよう、公共公益施設等のバリアフリー化などに配慮してまいります。

また、子どもを安全に安心して育てることができるよう、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを進めます。

2. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と生活の調和の実現のため、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を図るための広報・啓発を進めていきます。

多様な働き方に対応した子育て支援の展開を進めていきます。

3. 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るための教育やチャイルドシートや自転車の正しい利用についての広報・啓発を進めていきます。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、被害に遭ってしまった子どもの立ち直りの支援に努めます。

3 行動計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策
<p>地域のぬくもりが 子どもと親をつつむ 優しさあふれるまち よしかわ 未来を担う子どもたちのために</p>	<p>1 子育てを支援 することができる 地域づくり</p>	<p>(1)地域における 子育ての支援</p>	<p>①地域における子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成</p>
	<p>2 子どもの健やか 誕生とげんきな 成長を支える まちづくり</p>	<p>(1)母性並びに乳児及 び幼児等の健康 の確保及び増進</p>	<p>①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実</p>
		<p>(2)子どもの心身の 健やかな成長に 資する教育環境 の整備</p>	<p>①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の 教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
		<p>(3)保護を必要とする 子どもへの対応 などきめ細かな 取組の推進</p>	<p>①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭等の自立支援の推進 ③障がいのある子どもに対する支援の充実</p>
	<p>3 子どもを安心して 育てることができる まちづくり</p>	<p>(1)子育てを支援する 生活環境の整備</p>	<p>①良質な住宅の確保 ②良好な居住環境の確保 ③安全な道路交通環境の整備 ④安心して外出できる環境の整備 ⑤安全・安心まちづくりの推進等</p>
		<p>(2)職業生活と 家庭生活との 両立の推進等</p>	<p>①仕事と生活の調和の実現のための働き方の 見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
		<p>(3)子ども等の安全 の確保</p>	<p>①子どもの交通安全を確保するための活動の 推進 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動 の推進 ③被害に遭った子どもの保護の推進</p>



第4章 基本施策と事業の取組

基本方針 1

子育てを支援することができる地域づくり

基本施策	施策
(1) 地域における子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 子どもの健全育成

(1) 地域における子育ての支援

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、就学前児童では「地域における子育て支援の充実」が52.6%、「保育サービスの充実」が60.7%、小学生児童では「地域における子育て支援の充実」が43.3%、「地域における子どもの活動拠点の充実」が42.7%でした。

保育サービスに満足している方が、就学前児童で13.3%、子育てが地域の人たちに支えられていると感じる方が、就学前児童で21.4%、小学生児童で32.0%でした。

ニーズ調査では、就学前児童で52.6%、小学生児童で43.3%の方が、「地域における子育て支援の充実」を子育てに有効な支援・対策として感じると回答されています。地域における子育て支援サービスの充実は、子育てを行っている方にとっては非常に重要な支援施策といえます。子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどは、認知度がありながら、利用実績が伸び悩んでいる状況にあることから、設置箇所の増設の検討や事業内容の検証を行い、利用しやすいサービスとすることが必要です。反面、学童保育室にあっては、平成16年当時約17%の利用率が平成20年度では約22%へと上昇していることから、今後の利用者数増加への対応や保育時間の延長が課題となっています。

保育事業にあっては、待機児童の解消が最も重要な課題となっています。また、保護者の就労形態の多様化への対応が求められているなか、一時保育実施園の拡大や延長保育の充実などが課題となっています。さらに、子どもの疾病等により保育サービスが受けられずに仕事を休まなければならない保護者への支援としての病児・病後児保育の導入が急がれています。

子育てに関連する情報の取り扱いにつきましては、市が一方向的に発信し、その内容も解

りにくいなどの指摘もあることから、情報発信のあり方を検証し、有効かつ適切な情報提供が課題となっています。

ニーズ調査によると就学前児童で23.6%、小学生児童で26.4%の方が、吉川市は青少年が健全に過ごせるまちではないと感じると回答しています。様々な情報が溢れ、刺激の多い現代社会において、吉川市でも青少年の健全育成が大きな課題となっています。児童健全育成事業の推進に際しては、児童館を拠点とし、中央公民館、市民交流センターおあしす、各学校施設などの有効的な活用と育成を含めた人材の確保が必要です。

施策の方向と個別事業

① 地域における子育て支援サービスの充実

保護者が就労している家庭に限らず、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うという観点から、子育て支援センターを中心として、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、地域における子育ての助け合いであるファミリー・サポート・センター事業の広域（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）利用を進めていきます。

さらに、学童保育室の運営については、適正な児童数による保育を推進するとともに、児童健全育成に則した事業を展開していきます。

② 保育サービスの充実

待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、子どもの幸せを第一に考え、延長保育など、利用者である保護者の方々の就労形態を含めた様々な生活実態を踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

また、病児・病後児保育制度の導入が早期に図れるよう関係機関等との調整を進めていきます。

③ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するために、子育て支援センターを中心に、地域における子育て支援サービスのネットワークを形成し、各種サービス等が利用者に十分周知されるような情報発信を行います。

また、よしかわ子育てネットワーク等団体との協働による情報のネットワーク化に取り組みます。

④ 子どもの健全育成

児童館、中央公民館、学校施設等の社会資源の活用や、主任児童委員^{※10}、民生委員・児童委員^{※11}、青少年相談員^{※12}及び地域ボランティアの方々との連携による児童健全育成事業の充実を図ります。

児童相談所、小・中学校、少年センター、警察などの関係機関との連携により、児童を取り巻く諸問題への取組に努めます。

また、「吉川市子ども読書活動推進計画」に基づき、本（絵本）を介した、子どもと保護者のふれあいの大切さを知ってもらうとともに、読書活動による子どもの健全育成に努めます。

※以降の各個別事業一覧表に示す「今後の方向性」は次のとおりになります。

継 続：前期行動計画から継続して実施される事業

拡 充：継続事業のうち、後期行動計画期間中に事業内容の拡大が予定される事業

新 規：後期行動計画期間中、新たに開始が予定される事業

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
【12事業】 ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生までの子どもを対象に、子どもの一時的な預かりを依頼したい保護者、子どもの一時的な預かりを行う方を会員登録し、子どもの送迎や一時預かりなどの育児援助を行う。 (※後期行動計画期間中に、平日夜間や休日等の受付体制の整備を予定。)	拡充	子育て支援課
【12事業】 学童保育室事業	市内小学校に通う3年生以下の児童（障がいがある場合は6年生以下の児童）を対象に、放課後、土曜日及び長期休業期間（春・夏・冬）中に、保護者の就労等により保育が困難な児童を、市内小学校の学童保育室にて、学童指導員による保育を行う。 (※平成22年度から、保育時間延長制度を導入予定。)	拡充	子育て支援課
特別支援学校放課後 児童対策事業	三郷特別支援学校に通学する障がい児を対象とした、児童クラブ（さとっこクラブ）の運営を支援するために運営事業費の補助を行う。	継続	子育て支援課
【12事業】 ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	3歳未満児を対象に、保護者の社会的事由により、一時的に子どもの養育が困難な場合に、市と契約した乳児院施設が一定期間の間、対象児童を預かり養育を行う。 (※平成22年度中に乳児院2か所との業務委託契約の締結を予定。)	新規	子育て支援課
【12事業】 病児・病後児保育事業	概ね10歳未満児を対象に、病中・病後により、保育所（園）等での保育が困難な場合に、市内医療施設内の保育スペースにおいて、保育士及び看護師の配置のもと、病児・病後児の保育を行う。 (※平成22年度中の制度導入を予定。)	新規	子育て支援課

第4章 基本施策と事業の取組

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
【12事業】 一時的保育・特定保育事業	保護者の社会的事由等により一時的な保育が必要な就学前児童を対象に次の保育事業を行う。 ①非定型的保育（週3日以内の就労等により継続的に保育を行う） ②緊急保育（保護者の疾病、災害、出産等により緊急一時的に保育を行う） ③リフレッシュ保育（育児疲れ等により月1回程度保育を行う）定員／1日当たり1保育所10人程度 （※いずれも第一保育所及び第二保育所において、実施。）	継続	子育て支援課
【12事業】 子育て支援センター事業	家庭での育児に関する相談、子育て講座の開催、子育てサークル等の支援及び子育てに関する情報提供などを行う。 （※平成22年度中にサロン型子育て支援センターを児童館内に開設予定。）	拡充	子育て支援課
家庭児童相談事業	家庭における児童の養育に関する問題に対して、専任の相談員が相談・助言を行う。	継続	子育て支援課
児童手当支給事業	小学校修了前までの児童を養育している保護者に対して手当を支給することにより子育て家庭への経済的支援を行う。 （※所得要件有り） （※子ども手当創設に伴い事業変更を予定）	拡充 （予定）	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ事業 【埼玉県事業】	中学校修了までの子どもを持つ家庭及び出産予定の方のいる家庭に優待カードを配付し、県内の店舗・施設・企業等が割引やポイント・スタンプ等の優待などの特典やサービスの提供を行う。 （※市では、優待カードの配布、協賛店の登録受付や制度の周知などを行う。）	継続	子育て支援課
ホームヘルプサービス事業 （自立支援給付事業）	障がい児で、介護の必要な方や在宅での生活が困難な方に対して、県の認定を受けた事業所や施設からヘルパーを派遣し、日常生活のサポートを行う。	継続	社会福祉課
ショートステイ事業 （自立支援給付事業）	介護者等の社会的事由等により、在宅の障がい児の介護が困難な場合に、対象児童を施設で預かり、必要な介護や訓練を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課
一時介護等利用料 助成事業	障がい児を介護している家庭において、介護者の社会的事由により介護が困難な場合に、介護事業所のサービスを利用した際の費用の一部を助成する。	継続	社会福祉課
相談支援事業	障がい児やその家族から、生活上の不安や悩みに対する相談を受け、情報提供や適切なサービスの検討・調整など、総合的な相談支援を行う。	継続	社会福祉課
日中一時支援事業	介護者の社会的事由等により、知的障がい児（者）、精神障がい児（者）の介護が困難な場合に、市が委託した指定事業所において、日中の介護を行う。 （※平成22年度中に、委託事業所を1か所拡充予定。）	拡充	社会福祉課
障害児福祉手当支給事業	一定の障がいのある障がい児（20歳未満）を養育している家庭に対して、手当の支給を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課
在宅重度心身障害者 手当支給事業	一定の障がいのある障がい児を在宅で養育しているが、障害児福祉手当を受給していない家庭に対して、手当の支給を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課
特別児童扶養手当支給事業 【埼玉県事業】	精神または身体に一定の障がいのある障がい児（20歳未満）を養育している方に対して、手当の支給を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課
民生委員・児童委員、 主任児童委員活動事業	家庭・地域における子どもの養育等に関する様々な相談を受けるとともに、諸問題に対して関係機関への紹介・情報提供などを行う。	継続	社会福祉課

② 保育サービスの充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
【12事業】 通常保育事業	保護者の就労等により、家庭における保育が欠けると認められる場合、保育所（園）にて就学前児童の保育を行う。 （※後期行動計画期間中、1か所増設を目標とする。）	拡充	子育て支援課
【12事業】 時間外保育・延長保育事業	保護者の就労等により、通常保育の時間を超えて保育が必要な児童の保育を行う。 市内保育所（園）7か所で実施 （※後期行動計画期間中、1か所増設を目標とする。）	拡充	子育て支援課
開放保育事業	第一・第二・第三保育所において6か月以上で就学前の児童を対象に、月2回程度、1回当たり10組程度を定員として実施。七夕会などのイベントや保育所入所児童との集団遊び、育児相談などを行う。	継続	子育て支援課
家庭保育室事業	保護者の就労等により、保育に欠けると認められる3歳未満の児童を対象に市が認定した家庭保育室において、原則1日8時間以上の保育を行う。	継続	子育て支援課
障がい児保育事業	通常保育要件を満たしており、日々通所による集団保育が可能な中程度以下の障がい児への保育を行う。	継続	子育て支援課
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語・音声機能等の障がいのため、意思疎通に支障のある障がい児に対し、手話通訳、要約筆記者の派遣を行う。（※事前登録・予約申請が必要。）	継続	社会福祉課
家庭的保育事業	保護者の就労等により、家庭における保育が欠けると認められる就学前児童を市長が行う研修を修了した保育士等が、市長の認証を受け、その者の居宅にて保育を行う。 （※後期行動計画期間中の制度導入を検討。）	新規	子育て支援課

③ 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
子育てサークル等への活動支援事業	一定要件を満たした子育てサークルに対する公共施設の無償利用の承認や、よしかわ子育てネットワークに対し、活動費の助成を行う。	継続	子育て支援課
母親クラブ助成事業	児童館を利用する母親クラブの年中行事の支援及び児童館情報の提供を行う。	継続	子育て支援課 児童館
子育てグループ事業	市の母親（両親）学級に参加した各グループを中心に産後2か月頃から月1回程度集まり、参加者同士の交流や保健師による相談を行う。1歳頃を目途に自主グループとして活動できるよう、よしかわ子育てネットワークの支援により、自主グループ（サークル）としての活動を継続するための相談助言を行う。	継続	健康増進課
乳幼児家庭教育学級（赤ちゃんサロン）	1歳3か月までの児童（第1子）と母親を対象に、子育て広場プーさんとの共催による、わらべ唄、手遊び及び赤ちゃん体操のほか、専門講師による育児指導などを行う。	継続	生涯学習課 中央公民館
幼児家庭教育学級（子育てサロン）	未就園児と母親を対象に、よしかわ子育てネットワークと子育て広場プーさんとの共催による、わらべ唄、手遊び及びテーマに沿ったグループトークなどを行う。	継続	生涯学習課 中央公民館
情報提供事業	子育て支援サービスガイドの作成・配布や市公式ホームページ上による子育て支援関連施設情報、医療費・手当に関する制度情報、及びよしかわ子育てネットワークをはじめとする子育てサークルや子育て支援サークルに関する情報などの提供を行う。	継続	子育て支援課

④ 子どもの健全育成

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
青少年相談員活動費 補助事業	児童の健全育成を図るため、サマーキャンプや人形劇などを実施している青少年相談員協議会に対し、活動費の一部を補助する。	継続	子育て支援課
健全育成に関する啓発事業	「吉川市青少年健全育成大会」において、小・中学生による作文・標語の発表や中・高生による社会体験発表、少年の主張発表を実施し、子どもたちの気持ちや考えを理解する契機とする。また、リーフレットを配布するなど、児童健全育成に関する啓発事業を行う。	継続	学校教育課 少年センター
青少年相談事業の充実	青少年が抱える様々な悩みに対し、自立した生活が送れるよう相談支援を行う。	継続	学校教育課 少年センター
児童館事業	児童健全育成の拠点施設として、遊びや体験活動、天文学行事、スポーツ行事などを通して、児童同士、親子同士の交流や、子育て家庭が気軽に利用できる自由な場の提供などの事業を行う。	継続	子育て支援課 児童館
ブックスタート	保護者と赤ちゃんが、絵本を通して、楽しみふれあうことで、心に落ち着きのある子どもに育つために、保健センターが実施する7か月児健康相談時に、赤ちゃん絵本を紹介し、1冊プレゼントする。	継続	図書館
おはなし会	子どもたちが、本とのふれあいを通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、図書館お話室において、定期的におはなし会を開催。絵本・紙芝居の読み聞かせのほか、わらべ唄、手遊び、折り紙、工作等を行う。	継続	図書館
魚つかみ取り大会 【吉川市コミュニティ協議会主催】	毎年7月に、2歳児から小学校3年生までの児童を対象に、人工池（吉川市沼辺公園じゃぶじゃぶ池）に鯉や金魚を放流し、子どもたちが自らの手で捕まえる。	継続	市民参加推進課
平和バスツアー事業	毎年8月に、市内在住の小学校3年生以上の市民を対象に、戦争や平和に関連する資料館等を見学する。	継続	市民参加推進課



基本方針2

子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり

基本施策	施策
(1) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(3) 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取組の推進	①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭等の自立支援の推進 ③障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

○ニーズ調査結果より

就学前児童で、子育てに有効な支援・対策として、「母親・乳児の健康に対する安心」を選んだ方が37.4%、「妊娠・出産に関する支援」を選んだ方が55.7%でした。妊娠中の方へのアンケートでは、81.3%の方が、子どもとの対面を楽しみにしながら、同時に無事に出産できるか不安を感じていると回答されています。

乳幼児健診の体制に関しては、就学前児童で69.2%、小学生児童で78.8%の方が、満足またはふつうと感じているのに対して、小児医療の体制については、就学前児童で45.9%、小学生児童で57.9%の方が不満と感じています。

○食育^{※13}アンケート結果より

小・中学生の朝食摂取については、82.9%の児童・生徒が毎日朝食を摂取しているという結果でしたが、8.4%の児童・生徒が、一週間のうち、0日から4日摂取という結果で、中学生に多く見られました。摂取しない理由については、「時間が無い」が47.1%で、「食欲が無い」が29.8%でした。

保護者及び成人市民で「食育」の言葉と意味を理解（大体を含む）していると回答した方は、61.1%で、「食育」に関心があると回答した方は78.0%でした。

妊娠中の方を対象にしたアンケートでは、68.8%の方が、妊娠・出産に何らかの不安を感じています。こういった不安を取り除き、安心して出産を迎えることができるような支援策の充実が必要となっています。また、不妊相談や治療に関するアンケートでは、25%の方が不妊相談や治療の経験があると回答され、情報提供、家族の理解、相談体制の整備や健康保険の適用を求める声があることから、こういった不妊に悩む方への支援の充実も今後の課題として捉える必要があります。

乳幼児の健診等に関しては、大多数の方が現体制に満足していますが、乳幼児期における健診の場を活用した相談指導は、その後の子育てに大きく影響することが考えられることから、保護者の多様なニーズに対応した健診・相談体制のさらなる充実が求められています。

前述のとおり、吉川市食育アンケート調査（平成21年3月）によると、83%の小・中学生が毎日朝食を摂っていますが、朝食を全く摂らない児童・生徒が2.2%という結果となっています。平成19年国民栄養・健康調査結果によれば、男性の30代、女性の20代に朝食欠食が最も多いという結果もでており、保護者も含めた年少期における、早寝早起きなどの生活習慣や食習慣に関する学習指導等が重要となります。さらに、乳幼児期から思春期における「食育」を推進するために、平成21年度に策定された「吉川市食育推進計画」に基づいた施策の展開が重要となります。

埼玉県における平成19年度の人工妊娠中絶件数は10,368件、うち10代が1,061件で全体の約1割となっています。人工妊娠中絶を経験すると、その後の妊娠時にハイリスク出産^{*14}となる可能性が高くなるとの説もあり、中学・高校において性や性感染症予防に関する正しい知識を得るため、学習の機会や情報の提供などの思春期保健対策の充実が今後必要となります。

喫煙や薬物に関しては、好奇心や興味本位から手を出してしまうことが無いように、特に喫煙に関しては、煙草が簡単に手に入るという現状を踏まえ、家庭での対応を含め、児童・生徒への正しい知識の普及を図るとともに、多感な時期の心の問題に係る相談体制の充実が求められます。

ニーズ調査によれば、就学前児童・小学生児童ともに、80%を超える方が、かかりつけ医がいると回答していますが、小児医療を含め、かかりつけ医の存在は地域医療の根幹でもあることから、すべての家庭がかかりつけ医を持てるよう、医療機関等の情報提供とかかりつけ医の重要性を周知することが大変重要です。

吉川市では、平成16年10月から（社）北葛南部医師会及び（社）三郷市医師会の協力を得て、三郷市、松伏町とともに平日夜間における小児時間外診療体制を整備し、年2回、「小児時間外診療体制のお知らせ」を全戸配布して周知を図っています。平成17年から毎年平均770件（電話相談を含む）の対応がされており、平成20年度は、779件となっています。

平成22年度から、三郷市及び（社）三郷市医師会は独立して小児時間外診療体制を整備する予定ですが、（社）吉川松伏医師会の医療機関の協力のもと、これまでと同様の体制で実施していきます。

施策の方向と個別事業

① 子どもや母親の健康の確保

妊娠届、母親（両親）学級、新生児訪問及び乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導の充実を図ります。

乳幼児健診等の場を通じた保護者との関わりの中、児童虐待予防や事故防止に関する相談指導を通じて、母親など保護者の不安の解消に努めます。

「いいお産」のために、妊産婦に対する出産準備教育や相談の場の提供に努めます。

② 食育の推進

乳幼児期から思春期までの発達段階に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校において、子どもによる食事づくり等の体験活動を含めた、食に関する学習の機会や情報提供を行います。

さらに、保健センターの母親（両親）学級や乳児健診等の場において、妊産婦や乳児の保護者を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

③ 思春期保健対策の充実

学校教育プログラムのなかで、10代の児童を対象とした性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

さらに、少年センターにおいて、喫煙や薬物、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図ります。

④ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであるため、（社）吉川松伏医師会の協力により、小児時間外（初期救急）診療体制の充実に努めます。

第4章 基本施策と事業の取組

① 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
子ども医療費支給事業	就学前児童（入院にあつては中学校修了前）に係る医療費助成を行う。	継続	子育て支援課
助産支援事業	市内に居住する妊産婦が保健上、必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、公費負担により妊産婦の助産の支援を行う。	継続	子育て支援課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい児に係る医療費助成を行う。	継続	社会福祉課
母子健康手帳交付事業	妊娠・出産及び育児に関する児童の健康状態を連続して記録し、母子の健康状態を把握するとともに、自らの健康管理に役立つよう母子健康手帳の交付を行う。	継続	健康増進課
母親（両親）学級事業	保健師、栄養士、助産師及び歯科医師による妊娠、出産、育児に関する講義と実技、グループワークによる母親同士の仲間づくりを行う。	継続	健康増進課
妊婦一般健康診査事業	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（5回）及び妊婦健康診査助成券（9回）、HIV検査、超音波検査、子宮頸がん検診受診票を発行し、健診等費用を公費で助成する。	継続	健康増進課
妊産婦相談事業	家庭訪問や面接等により、妊産婦に必要な保健指導を行う。	継続	健康増進課
不妊相談事業	電話や面接等による相談及び埼玉県不妊治療費助成制度に関する情報提供を行う。	継続	健康増進課
栄養指導事業	乳幼児及び妊産婦の健康保持増進のため、相談・健診時における栄養士・保健師による栄養指導・離乳食指導、母親学級での栄養指導を行う。	継続	健康増進課
新生児訪問事業	出産時に異常のあった乳児及びその母親などを対象に、助産師または保健師による家庭訪問により、疾病の早期発見や適切な育児指導を行う。 4か月児健診時を含めすべての新生児及び母親などの状況確認を行う。	継続	健康増進課
4か月児健康診査	疾病または発育の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うため、問診、身体計測、診察、個別健康相談、離乳食相談（2回/月）を行う。	継続	健康増進課
7か月児健康相談	疾病または発育の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うため、問診、身体計測、個別健康相談、個別離乳食相談（試食）（2回/月）を行う。	継続	健康増進課
1歳8か月児健康診査	疾病、虫歯及び発育の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うため、問診、身体計測、内科健診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養相談（1回/月）を行う。	継続	健康増進課
3歳4か月児健康診査	疾病、虫歯及び発育の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うため、問診尿検査、問診、身体計測、内科健診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導（1回/月）を行う。	継続	健康増進課
オリオン教室	言葉や行動面等の精神発達の遅れや、育児環境に問題があり、発達に遅れをきたしている児童とその保護者に対して、相談指導等を行う。	継続	健康増進課
乳幼児相談	相談希望者や発育または発達に遅れの疑いがあり、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、身体計測、保健指導、栄養指導、助産師による母乳相談（1回/月）などを行う。	継続	健康増進課
発育・発達相談	発育や発達に遅れの疑いがあり、専門職による経過観察や指導が必要な就学前児童とその保護者を対象に、医師による診察、言語聴覚士による発達検査・言語指導、保健師による保健指導（1回/月）を行う。	継続	健康増進課

第4章 基本施策と事業の取組

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
集団フッ素塗布	1歳から就学前の児童を対象に歯科検診及びフッ素塗布を行い、生涯にわたる歯の健康づくりの基礎とする。	継続	健康増進課
予防接種	感染症による個人及び集団に対する疾病の発生やまん延を予防する。 個別接種：BCG、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎 集団接種：ポリオ	継続	健康増進課
乳児むし歯予防指導（にこにこ歯磨き教室）	1歳前後の児童とその保護者を対象に、歯科医師による講義と歯磨きの仕方やむし歯予防の方法について実習し、虫歯予防を行う。	継続	健康増進課
乳幼児リハビリテーション（赤ちゃん体操）	運動発達の遅れまたはその疑いのある乳幼児とその保護者を対象に、理学療法士による運動発達の指導と保健師による健康相談（1回/月）を行い、運動発達を促進する。	継続	健康増進課

② 食育の推進

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
親子の食生活共同体験学習の充実事業	学齢期に適切な食育に関する指導を充実させる必要があるため、親子を対象に食生活習慣を確立させるための栄養指導を含めた食育に関する指導を行う。	継続	学校教育課
食生活改善推進員による地域活動事業	食生活改善推進員が市民に対し、健全な食生活や生活習慣について知識の普及・実践を行い、市民の健康維持を図る。	継続	健康増進課
吉川市食育推進計画の推進	平成22年度から始まる吉川市食育推進計画に基づき、各事業担当課において、食育に関する事業を進める。	新規	各事業課

事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
母親学級【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
栄養指導事業【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
4か月児健康診査【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
7か月児健康相談【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
1歳8か月児健康診査【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
3歳4か月児健康診査【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
乳幼児相談【再掲】	2	(1)	①	健康増進課

③ 思春期保健対策の充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
保健体育学習における性教育の充実	小・中学生の正しい性に対する理解を深めるために、児童・生徒の実態に応じた指導計画に基づき、保健学習等において養護教諭の協力を得ながら、効果的な性教育を実施する。	継続	学校教育課
学校保健担当者会の開催	児童・生徒の心身の保健の問題について、学校保健担当者会を定期的に開催し、指示伝達や情報交換、研究協議により問題の改善を図る。	継続	学校教育課

事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
青少年相談事業の充実【再掲】	1	(1)	④	学校教育課 少年センター

④ 小児医療の充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
小児時間外（初期救急） 診療事業	吉川市及び松伏町と（社）吉川松伏医師会との委託事業で、15歳以下の児童を対象とした小児時間外（初期救急）診療を実施する。	継続	健康増進課
小児時間外（二次救急） 診療事業	吉川市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市及び松伏町の5市1町による共同事業で、小児重症救急患者の休日・夜間診療に対応する。 (※平成22年度から春日部市も参加予定。)	継続	健康増進課
医療機関情報の提供	市内医療機関の情報を市のホームページや保健カレンダー等に掲載する。また、小児時間外（初期救急）診療体制についてのパンフレットを全戸に配布し、周知を図る。	継続	健康増進課



(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「子どもの教育環境」を選んだ方は、就学前児童で48.5%、小学生児童で49.4%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「子どもの教育環境」を選んだ方は、就学前児童で18.8%、小学生児童で33.9%でした。

少子化社会が進む現代では、兄弟姉妹や地域の子どもたちが少なくなるなか、年上の子どもが年下の子どもの世話をするなどの経験が無くなり、乳幼児を含めた低年齢児とのふれあいが十分でないまま成長し、やがて大人になっていくケースが多くなってきています。家庭を築くことや子どもを育てることの意義を身につけるために、青少年期における、保育所（園）、子育て支援センターなどを活用した乳幼児とのふれあい事業の充実が求められます。

各学校での少人数指導担当教員の配置などにより、個々に応じた指導は充実してきましたが、習熟度別学習^{※15}はまだ浸透していない現状にあります。習熟度別学習を中心として、少人数指導、ティーム・ティーチング（T・T）^{※16}などに積極的に取り組み、児童・生徒の個性に応じたきめ細かな指導が今後も必要です。

文部科学省学校基本調査（平成21年度速報）によると、埼玉県内中学校において、平成20年度中に30日以上、不登校を理由に学校を欠席した中学生は5,919人で、全生徒数の約3%となっています。これらの状況を踏まえ、吉川市でも教育相談体制の充実が求められています。

現代社会において、他人と関わり、他人を思いやれるような豊かな心を育むことは大変重要なことです。学校での道徳・人権教育を充実するとともに、地域のなかでの多様な体験活動を交えて推進する取組が必要です。

吉川市食育アンケート調査によると、小・中学生が学校以外で運動したり、屋外で体を使って遊んだりする機会は、週1日から3日が31.9%で最も多く、毎日という回答が26.1%で、男女比率では、小・中学生ともに男子が多いという結果になっています。学校での体育授業にあっては、体力向上推進研究校の研究成果等を活用した、体育科の指導計画の工夫や学習指導の工夫・改善が求められています。

中学校の部活動では、指導者選定が課題となっている外部指導者導入への支援充実が必要です。

朝食の摂取や適度な睡眠時間など学校以外での生活における改善点の把握を行うとともに、子どもの心身の健康の保持増進のため、保護者、学校保健関係者及び関係機関等との連携を図った取組の推進が必要です。

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものにするとともに、学校の経営について明らかにするための取組が必要です。

この取組として、現在各学校において学校評議員会^{*17}を開催していますが、新たな人材発掘が難しい状況にあることから、周知啓発活動により、学校評議員制度に対する理解を促進する必要があります。また、学校運営協議会制度^{*18}に関する研究が求められています。

学校評価については、各学校は学校運営改善のための自己評価を行い、その結果を学校評議員、保護者などからなる学校関係者が評価（学校関係者評価）を行い、これら自己評価、学校関係者評価の結果については学校便りなどで公表しています。

友達との様々な体験を通じて、人との関わり方を学ぶ幼児期の教育は、人間形成の基礎を培う上で、極めて重要です。

この幼児教育を支えるため、私立幼稚園等に在園するお子さんのいる家庭に対する入園料や保育料の補助及び私立幼稚園等の設置者に対する補助金の交付を行っていますが、今後も充実した制度の継続が必要です。

保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携を強化することによる幼児教育の充実と幼児教育期から小学校への円滑な接続が必要です。三者間の連携にあっては、保幼小連絡協議会の計画による情報交換会、教職員相互体験研修を行っています。今後は、幼児や児童同士の交流などを通して、いわゆる小1問題^{*19}を解決していく必要があります。

現在、各学校PTAや幼稚園等保護者による家庭教育事業が開催されていますが、内容の見直しなどの検討が課題となっています。

地域活動を行っている個人や団体の把握が不十分であることから、十分な情報収集、人材の発掘及び育成が課題となっています。また、個々の活動団体の連携を促進するなどの対策が求められています。

生涯学習事業では、親子で参加できる講座を取り入れるなど、事業内容の見直しを進めるとともに、積極的な情報提供を推進し、市民への周知と事業の浸透に努める必要があります。

スポーツ活動を通じた地域の教育力の向上を図るために、スポーツ環境の整備を図ることが課題となっています。

吉川市では、書店やコンビニエンスストアなどの協力を得て、有害図書等の区分陳列を行ったり街頭補導活動を実施することにより、一定の成果が上がっていることから、今後も内容の充実を図りながら活動を継続していきます。

携帯電話サイトやインターネットを通じた有害情報への対応については、フィルタリング^{※20}の普及促進など、家庭や保護者及び社会全体でその対策に努める必要があります。

施策の方向と個別事業

① 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発に取り組むとともに、その実現に向けた地域社会の環境整備を進めます。

中学校の家庭科等の学習時において、市内保育所で乳幼児と直接ふれあうことなどにより、子どもや家庭の大切さを理解できるような機会を設けます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【確かな学力向上のために】

個々の子どもに応じた指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化に向けた取組を推進するとともに、学力向上に向けた学校支援を行います。

【豊かな心の育成のために】

指導方法・指導体制の工夫改善等を進め、道徳・人権教育の充実を図るとともに、芸術文化鑑賞会への参加などにより、豊かな心の育成に努めます。

いじめ、非行、不登校などの問題に対応するために、少年センターを中心に学校、家庭、地域及び関係機関との連携と相談体制の強化に努めます。

「吉川市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館職員が小学校を訪問し、本の紹介を行うなど、子どもが本とふれあう機会を積極的に提供し、読書活動を通じた、心豊かな子どもの育成に努めます。

【健やかな体の育成のために】

指導計画や指導方法を工夫し、児童・生徒の体力の実態に合わせた体育授業を進めるとともに、中学校の運動部活動における専門的な技術、知識を有する外部指導者を招くことによって、運動部活動の充実を図ります。

【信頼される学校づくりのために】

学校運営協議会制度の研究を行うとともに、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。また、教職員の公正かつ適正な人事管理にも努めます。

学校施設の耐震化と合わせ、大規模改修等を実施し、適正な整備を行い、子どもに安全で豊かな学校環境を提供します。

児童・生徒が安心して教育が受けられるよう、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を進めます。

【幼児教育の充実のために】

私立幼稚園等に在園するお子さんのいる家庭に対する保育料の補助及び私立幼稚園等の設置者に対する補助を行うことにより、幼児教育の充実に努めます。

保幼小連絡協議会による情報交換会や教職員相互体験研修などを通して、保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携強化に努めます。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【家庭教育への支援の充実のために】

家庭の教育力を高めるために、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保育所（園）、幼稚園及び市内小・中学校単位での家庭教育学級の開催や市内小・中学校において子育て講座・父親講座などを開催し、家庭における教育力向上を支援します。

【地域の教育力の向上のために】

友好提携市や国際友好姉妹都市の地域の方々との交流や児童館事業などを通じて、多様な体験活動の場の提供に努めます。

また、ふらっとスポーツ小学校クラブ事業などを通し、スポーツ環境の整備を図ることにより、地域の教育力の向上を図ります。

さらに、ジュニアフォーラムなどの事業を通して年少期より行政の仕組みや運営について学ぶ機会を提供することで、将来の市政への参加意識の高揚に努めます。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

コンビニエンスストア等に、有害図書区分陳列の協力を依頼するなど、有害情報のはん濫に対する自主的措置の促進を行います。

少年センターを中心とした街頭補導活動事業や青少年相談事業を充実させ、有害環境対策を推進します。

① 次代の親の育成

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
社会体験チャレンジ事業	中学生（2年生）が職場体験を通して勤労観、職業観を学び、進路の参考となるよう、事業所や公共施設において、3日間の職場体験をする。	継続	学校教育課 少年センター
乳幼児とのふれあい 体験学習の充実	中学校の家庭科等の学習において、市内保育所等で乳幼児とふれあう体験的・実践的な学習を通して、家族や家庭に関する理解を深める。	継続	学校教育課
男女共同参画社会を実現するための広報・啓発の充実	すべての社会で男女が共に参画できる意識づくりを進め、男女共同参画社会の実現を図るための、広報・啓発活動を行う。	継続	市民参加推進課
子育て講座事業 「なかよしタイム」	夏季休業中の中・高生を対象に、子育て支援センターで実施している子育て講座事業への参加を募集し、事業を通じて乳幼児及び保護者との交流を行う。	継続	子育て支援課 子育て支援センター

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
私立幼稚園就園奨励費 補助事業	私立幼稚園に在園するお子さんのいる家庭に対する保育料の補助及び私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付を行う。	継続	教育総務課
幼稚園類似施設就園 奨励費補助事業	幼稚園類似施設に在園するお子さんのいる家庭に対する保育料の補助及び幼稚園類似施設の設置者に対する補助金の交付を行う。	継続	教育総務課
・要保護及び準要保護 児童生徒援助費補助 事業 ・特別支援教育就学奨 励費補助事業	要保護・準要保護世帯に対し、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの一部を補助する。	継続	教育総務課
教育相談体制の充実	児童の教育上の悩みを抱える保護者等が気軽に相談し、問題解決の糸口が見つかるよう支援を行う。	継続	学校教育課 少年センター
小・中学校校舎及び体 育館施設の耐震・大規 模改修事業	昭和56年以前建築の校舎・体育館の耐震化及び大規模改修を順次行い、児童・生徒及び教師の安全の確保と学校環境の充実を図る。	継続	教育総務課
基礎基本を理解させる 指導方法の充実	市内小・中学校に各校の実態に応じた課題の研究事業を委嘱し、確かな学習と豊かな人間性の育成を図るため、わかる授業の構築を行う。	継続	学校教育課
個に応じた多様な指導 方法の充実事業	基礎学力の習得のために、市内小・中学校に少人数指導員の適正な配置を行う。	継続	学校教育課
子どもの読書活動の推進	小学校7校に2名、中学校に1名の図書館サポートティーチャーを配置し、児童への読み聞かせや図書の紹介、また学校図書館の整備・充実を図り、児童・生徒が豊かな感性や情操を身につけ、自ら学び考える力を身につける。	継続	学校教育課
英語指導助手 (ALT)の活用事業	児童・生徒が国際感覚や英語の実践的コミュニケーション能力を身につけるために、語学指導助手を各小・中学校に配置する。	継続	学校教育課
外部人材の積極的な活用	総合的な学習の時間や生活科、その他の教科において、専門的な内容に精通している外部人材を積極的に活用することで、児童・生徒の確かな学力を育み健やかな成長を促す。	継続	学校教育課
道徳教育の充実	道徳の時間を充実することで、児童・生徒の豊かな心を育む。	継続	学校教育課
人権教育の充実	教科指導や道徳の時間において、人権教育の視点を入れた授業の充実を図るとともに、人権作文・標語の作成を通じた人権教育を行うことで、児童・生徒の豊かな心を育む。	継続	学校教育課
多様な体験活動の機会の充実	小・中学校におけるみどりの学校ファーム事業の農業体験をはじめとして、多様な体験活動を実施することで、児童・生徒の健やかな成長を育む。	継続	学校教育課

第4章 基本施策と事業の取組

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
芸術文化鑑賞会の実施	各学校において、音楽会や文化祭、作品展覧会、演劇鑑賞会等を指導計画に基づき実施することで、児童・生徒の豊かな心を育む。	継続	学校教育課
地域交流事業の推進	地域の人を総合的な学習の時間や生活科などの授業に招いたり、地域の教材を授業のテーマにするなど、学校と地域との交流を推進することで、特色ある教育活動を推進する。	継続	学校教育課
体育授業の充実	体育の授業において、児童・生徒の体力の実態に合わせて、指導計画や指導方法を工夫して、児童・生徒の体力の向上に努める。	継続	学校教育課
部活動への支援・充実	市内3中学校に15名の運動部活動外部指導者を派遣することで、各競技の技術習得と体力の向上を図る。	継続	学校教育課
健康教育の充実	各学校において、学校保健関係者・関係機関との連携を図り、保健学習を充実させることで、児童・生徒の健やかな体の育成に努める。	継続	学校教育課
健康診断事業の充実	児童・生徒、教職員及び就学予定児童に対して、学校保健安全法に基づく各種検査等の健康診断を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	学校教育課
生活習慣病予防のための指導の充実	各学校の保健学習等において、病気予防に関する指導を充実するとともに、肥満等により指導が必要な児童・生徒に対し、生活習慣予防のための指導を行うことで、児童・生徒の健やかな心と体の育成に努める。	継続	学校教育課
開かれた学校教育（学校評議員制度）	市内小・中学校に5名づつの学校評議員を置き、学校運営のための地域の方や保護者の意向を把握し、協力を求め、地域に根ざした学校づくりを推進する。	継続	学校教育課
保育所（園）・幼稚園・小学校の連携強化	保育所（園）、幼稚園、小学校が相互に学習参観や情報交換等の連絡協議会を開催し、小学校への就学が円滑に行われるようにする。	継続	学校教育課
ブックトーク	子どもたちが本の面白さを知り、読書への関心を高める機会を提供するために、図書館員が小学校を訪問し、本の内容紹介とともに、貸出しを行う。	継続	図書館
図書配送便	本に接する機会を増やすために、市立図書館と市内小・中学校・学童保育室・市立保育所を結び配送車を運行し、貸出本、返却本を運ぶ。	継続	図書館
一日図書館員	図書館での仕事を体験することにより、その仕組みを学ぶとともに、図書館に親しみを抱いて活発な利用を促すために、夏休みに市立図書館及び各分室で、図書館員として、貸出しや返却、書架の整理など、一日の業務を体験する。	継続	図書館

③ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
日本語を母国語としない児童生徒のための日本語会話支援 【吉川市国際友好協会主催】	日本語を母国語としない児童・生徒が学校生活や日常生活において、支障をきたさないよう、吉川市国際友好協会のボランティアが市内小・中学校に訪問し、対象の児童・生徒に日本語を指導する。	継続	市民参加推進課
・ふるさと探検隊in室根 ・室根っ子探検隊in吉川 【吉川・室根交流協会主催】	小学生高学年児童（4年生、5年生、6年生）を対象に、吉川市の友好提携町である岩手県一関市室根町との間で、双方の児童を交互に受け入れ、様々な体験や環境の異なる地域の児童との交流を通して、豊かな心身の育成を図る。	継続	市民参加推進課
吉川・室根中学生スポーツ交流開催事業 【吉川・室根交流協会主催】	市が友好提携をしている、室根町中学生とのスポーツ交流を通じ、スポーツ技術の向上と、友情と連携の大切さやお互いの環境の違いなどを学ぶことなどで、健全な育成を図るために、中学生を対象に相互受け入れを行い、合同練習や交流試合などを行う。	継続	市民参加推進課

第4章 基本施策と事業の取組

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
姉妹都市 レイクオスエゴ市 青少年訪問団	市内在住の小学6年生から高校3年生までを対象に、外国の異文化を体験し、国際的視野を広めるために、吉川市国際友好協会に青少年親善訪問団派遣事業として委託をし、吉川市の国際姉妹都市である米国レイクオスエゴ市へのホームステイを行う。	継続	市民参加推進課	
世代間交流の実施事業	児童が高齢者と交流をすることにより、各世代の良さを知り、思いやりの心を育てるために、小・中学生を対象に、生活科や総合的な学習の時間のなかで、交流事業を行う。	継続	学校教育課 少年センター	
子どもの体験活動推進事業	家庭、学校及び地域社会が一体となって、「地域で子どもを育てよう」という機運の醸成を図るとともに、子どもたちの想像力や判断力、創意工夫する力を育てるために、各小学校区に実行委員会を組織し、週末（土日）に、料理・工作・宿泊など学校の授業では学べない様々な活動を行う。	継続	生涯学習課	
家庭教育学級	家庭における教育力の向上と保護者相互の理解を深めるために、家庭教育に関する講話や講演会、実技体験等を開催する。	継続	生涯学習課	
家庭教育講座	家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参加を促進するために、子育て講座等の各種講座を開催する。	継続	生涯学習課	
社会教育関係団体への 補助金交付事業	青少年教育の振興、社会教育の発展及び地域活動の指導者育成のために、子ども会育成連絡協議会、PTA連合会、ボーイスカウトなどの団体活動に対し、補助金を交付し、活動支援を行う。	継続	生涯学習課	
生涯学習に関する 情報提供の充実	多様な生涯学習情報を提供することにより、子どもから大人までが、自分に合った学習を選択し、実行できるよう支援する。	継続	生涯学習課	
ふらっとスポーツ 小学校クラブ	子どもから大人までが、スポーツ活動に参加できる機会を提供するために、第1または第3土曜日の午前中、市内小学校等体育施設において、気軽に楽しめるスポーツレクリエーション活動を実施する。	継続	スポーツ振興課	
一日市長	市長の公務を体験しながら、市の政策や事業等を学び行政に対する関心と理解を深めるために、小・中学生を対象に、模擬政策会議・決裁の体験学習、各課及び公共施設の視察、市長との意見交換等を行う。	継続	政策室	
ジュニアフォーラム	他校の児童・生徒と市の政策や事業等をテーマに討論をすることで、行政に対する関心と理解を深めるために、小・中学生を対象に、あらかじめ設定したテーマに沿って、市長と参加児童が意見交換をし、意見・要望等を市政運営に反映する。	継続	政策室	
自然観察教室	子どもから大人までの自然環境に対する意識を高めるために、年4回程度の自然観察会を実施する。	継続	環境課	
こどもエコクラブ事業 (環境省所管)	児童の環境を大切に作る心と行動力を養うために、小・中学生と大人のサポーターにより構成される環境活動クラブにて、自然観察、環境調査やリサイクル活動など、地域の中で身近にできる環境活動に自由に取り組む。	継続	環境課	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
青少年相談員活動費補助事業【再掲】	1	(1)	④	子育て支援課
児童館事業【再掲】	1	(1)	④	子育て支援課 児童館
母親クラブ助成事業【再掲】	1	(1)	③	子育て支援課 児童館
健全育成に関する啓発事業【再掲】	1	(1)	④	学校教育課 少年センター
青少年相談事業の充実【再掲】	1	(1)	④	学校教育課 少年センター

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
街頭補導活動	子どもたちを犯罪などの危険から守り、非行や問題行動につながらないように、吉川市補導委員が市内を巡回し、公園やゲームセンターなどでの見回りや声掛けを行う。	継続	学校教育課 少年センター
有害図書区分陳列の徹底	子どもたちにとって有害な情報が掲載されている雑誌などが、子どもたちの目に触れないように、吉川市青少年育成推進委員が市内コンビニエンスストア等の協力を得て、有害図書等の区分陳列の状況調査及び区分陳列を依頼し、青少年に有害な環境の除去に努めるとともに、「埼玉県青少年健全育成条例」の周知活動を行う。	継続	学校教育課 少年センター



(3) 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「要保護児童に対する支援」を選んだ方は、就学前児童で15.2%、小学生児童で12.8%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「要保護児童に対する支援」を選んだ方は、就学前児童で4.7%、小学生児童で10.3%です。

障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられるまちだとはっきり感じている方は、就学前児童で9.0%、小学生児童で8.9%でした。

厚生労働省の調査によると、平成20年度の児童虐待の相談件数（速報値）が、前年度比5.0%増の42,662件に達し、18年連続で過去最多を更新したとされています。児童虐待に関する大人たちの関心が高まっていることの表れともいえますが、子育てに悩み子どもへの虐待に走ってしまう保護者が増加していることも推測されます。平成20年度に、吉川市で受けた新たな虐待相談件数は12件でした。埼玉県内児童相談所への虐待相談件数も年々増加の一途にあり、平成20年度には2,657件の相談がありました。主な虐待者は、実母が58.4%となっています。子育てに一人で悩み、孤立した母親による子どもへの虐待といった背景が伺えます。

子育てに悩む母親など保護者の孤立を防ぎ、育児相談などが気軽にできる環境の整備を行うとともに、新生児訪問などの家庭訪問や乳幼児健診などの機会を捉えて、ハイリスク家庭^{※21}の早期発見とその後の関係機関等との連携による支援体制の充実が課題となっています。

また、保護者などの経済的貧困に起因する、養育困難家庭における子どもの健全育成を支援する施策の充実を図ることも今後の重要な課題です。

吉川市におけるひとり親世帯数は、平成12年国勢調査時で母子263世帯、父子47世帯、平成17年国勢調査時では母子343世帯、父子57世帯へと増加しております。母子家庭にあっては他の親族と同居している家庭も含めると、平成21年4月現在で543人の児童扶養手当受給資格者がいることから、母子世帯（家庭）はさらに増加していることが分かります。吉川市では平成17年度から母子自立支援員を配置し、相談体制の整備を図っておりますが、今後も庁内関係部署や関係機関との連携強化を図り、多様な相談及び支援に対応することが求められています。

吉川市で障害者手帳を交付されている子どもの数は、人口とともに増えており、平成20年度末現在で、身体障害者手帳を交付されている子どもが47人、療育手帳を交付されている子どもが77人となっています。障がいのある子どもや発達の遅れが疑われる子どもへの対応は、早期の発見と適切な指導・療育が重要になってきます。新生児訪問や乳幼児健診等の機会を有効に活かすことができる事業体制の充実が必要です。障がい児保育、学童保育室への障がい児の受け入れ、小・中学校における特別支援教育など、年代に合わせた障がい児教育、保護者や家庭（家族）への相談事業の充実が求められています。

また、特に発達障がいについては、保護者を含め社会的理解がまだ十分ではないことから、適切な情報の周知が必要です。

施策の方向と個別事業

① 児童虐待防止対策の充実

吉川市要保護児童対策地域協議会を有効に活用するとともに、調整機関である子育て支援課に専門性を有する職員の配置や、埼玉県、所轄児童相談所との連携強化を図ります。

保健センターでの新生児訪問、健康診査、保健指導などの母子保健事業や医療機関、医療関係団体との連携により、養育支援等を必要とする家庭の早期把握とその後の継続した支援を行います。

子育て支援課と健康増進課の緊密な連携と情報を共有する体制の構築とともに、民生委員・児童委員、主任児童委員の協力による地域における早期発見に努めます。

② 母子家庭等の自立支援の推進

母子自立支援員による母子家庭等の就業・自立に向けた相談・支援体制の強化に努めます。

③ 障がいのある子どもに対する支援の充実

手当や医療費の助成を行い、家庭への経済支援とともに、在宅療育・施設療育など、子どもや家庭の状況に合わせた生活支援を行います。

また、保健センターでの健康診査・健康相談事業及び専門医との連携により、子どもの心身における障がいや発達の遅れを早期に発見し、こども発達センターなどでの社会への適応力を深める療育や健全な心身の発達を促す療育を行うとともに、社会的理解が図れるよう保護者や地域に対して適切な情報の周知を行います。

さらに、障がいのある児童・生徒に応じた、適切な教育体制の充実と保育所及び学童保育室での障がいのある児童の受入れに努めます。

① 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
要保護児童対策 地域協議会運営事業	虐待などにより、劣悪な養育環境にある児童に対して、適正な養育環境下での育成・養育が確保されるように、保健、医療、教育、警察、民生に関する機関代表者で構成される当協議会において、対象となるケースに係る情報交換（共有）を行うとともに、各ケースに対する支援内容について、協議・検討を行い、具体的な支援策を講じていく。	継続	子育て支援課	
里親事業 【埼玉県事業】	里親登録の窓口となり、里親登録者の調査・指導、子どもの養育上のトラブルへの援助等を行い、里親受託者及び児童の支援を行う。 (※市では、制度の周知・啓発を行う。)	継続	子育て支援課	
児童福祉施設等への保護事業 【埼玉県事業】	様々な理由により家庭での養育が困難な要保護児童を児童相談所の一時保護所や乳児院、児童養護施設などに入所させることにより、対象児童の安全と適正な養育環境を確保する。 (※市は、児童相談所と連携のもと、一時保護が円滑に行われるよう活動する。)	継続	子育て支援課	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
新生児訪問事業【再掲】	2	(1)	①	健康増進課
民生委員・児童委員、主任児童委員活動事業 【再掲】	1	(1)	①	社会福祉課

② 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
母子自立支援員相談事業	母子及び寡婦家庭が、自立した生活を営むことができるよう、就労や資金貸付等に関する情報提供や、自立に向けた相談を専門の相談員が行う。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭等 医療費支給事業	18歳未満（一定の障がいがある場合は20歳）の児童がいる母子・父子・養育者家庭を対象に、医療費の一部助成を行う。 (※所得要件有り)	継続	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	母子家庭の児童や父に一定の障がいがある児童を育てている母親または母に代ってその児童を養育している方を対象に、手当の支給を行う。 (※所得要件有り) (※平成22年度から父子家庭を対象とする制度改正予定。)	拡充 (予定)	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費支給事業	母子家庭の母が就業を目的として、指定の資格等を取得するために要する費用等の一部を支給する。 (※平成22年度から高等技能訓練促進費制度導入予定。)	拡充	子育て支援課
母子寡婦福祉資金貸付事業 【埼玉県事業】	母子（寡婦）家庭の経済的自立、生活意欲の向上及び児童の適正な養育環境を確保するために、対象家庭の母等に対し、資金貸付を行う。 (※市では、制度案内や貸付申し込みの受け付けを行う。)	継続	子育て支援課
配偶者暴力相談 支援センター事業	配偶者等からの暴力に対する被害者支援と暴力を容認しない社会づくりを推進し、人権尊重と男女共同参画社会の実現のために、「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」により、相談・情報提供及び支援等の各施策を行う。	継続	市民参加推進課

③ 障がいのある子どもに対する支援の充実

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
こども発達センター事業	発達や発育に障がいまたは遅れがあると思われる幼児に対し、基本的な生活習慣や、社会生活への適応力を高めるために、機能訓練や療育指導を行うとともに、保護者への相談・援助を行う。	継続	子育て支援課	
障がい児の補装具費の支給	障がい児が日常生活を容易に営めるよう、欠損したまたは障がいのある、身体部位を補う補装具の給付等を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課	
障がい児日常生活用具給付等	障がい児が日常生活を容易に営めるよう、日常生活用福祉用具の給付または貸付を行う。（※所得要件有り）	継続	社会福祉課	
児童デイサービス（自立支援給付） 【埼玉県事業】	障がい児の自立と社会参加を促進するために、専門施設への通所により、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応性訓練などを行う。	継続	社会福祉課	
移動支援事業	障がい児の日常生活における利便性の向上及び社会参加の促進などのために、ヘルパーによる外出サポート（移動支援）を行う。	継続	社会福祉課	
タクシー利用券・自動車燃料券の交付	障がい児の日常生活における利便性の向上及び社会参加の促進などのために、移動手段（タクシー、乗用車）に係る費用の一部を助成する。	継続	社会福祉課	
特別支援教育の充実	発達や発育に障がいまたは遅れがあると思われる児童の学習参加のために、特別支援員を配置、就学指導及び就学支援を行う。 特別支援学級：（東中、南中及び栄小を除くすべての小学校に設置） 言葉の教室：（関小に設置） 通級教室：（北谷小に設置）	継続	学校教育課	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
【12事業】 学童保育室事業【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
障がい児保育事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課



基本方針3

子どもを安心して育てることができるまちづくり

基本施策	施策
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	①良質な住宅の確保 ②良好な居住環境の確保 ③安全な道路交通環境の整備 ④安心して外出できる環境の整備 ⑤安全・安心まちづくりの推進等
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
(3) 子ども等の安全の確保	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③被害に遭った子どもの保護の推進

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面の充実」を選んだ方は、就学前児童で74.0%、小学生児童で61.0%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」を選んだ方は、就学前児童で41.8%、小学生児童で40.2%です。

学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だとはっきり思う方が、就学前児童で21.8%、小学生児童で35.3%、公園など遊び場が充実しているまちだとはっきり思う方が、就学前児童で35.7%、小学生児童で27.0%でした。

若年層も含めた子育て世帯に対し、子育ての拠点となる住宅の供給が安定して行えるよう県営住宅やUR賃貸住宅などの入居募集等の情報提供を充実させることが必要です。

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるように、住宅のユニバーサルデザイン化やシックハウス症候群^{※22}等に関する情報提供の充実が求められています。

道路交通環境については、他のインフラ事業と合わせた総合的な整備が望まれますが、日頃の社会生活のなかで、通園・通学などの際に事故の危険性の高い通学路における歩道

や交通標識などの整備が重要です。

外出時における環境整備として、駅へのエレベーター、エスカレーターを設置やノンステップバスの導入を促進し、平成20年度末の市内バス路線のノンステップバス運行率^{※23}は76.6%となっています。公共交通のほか、市内公共施設をはじめとする、不特定多数の方々が出入りする建築物などのバリアフリー化については、今後一層の推進が必要であり、開発地域内の公園などをはじめとする公共公益施設のバリアフリー整備や既存の市内公共施設の大規模改修時におけるバリアフリー化を図るとともに、関係機関への働きかけも重要です。

施策の方向と個別事業

① 良質な住宅の確保

県営住宅等の公的賃貸住宅の入居者募集等の情報提供を行います。

② 良好な居住環境の確保

建築確認申請時に、シックハウス対策についての情報提供を行います。

③ 安全な道路交通環境の整備

道路の新設や改良に合わせて、歩道の整備や街路灯、誘導ブロック、ガードレール等の交通安全施設の整備を行います。

④ 安心して外出できる環境の整備

公共施設の改修などの際には、施設のバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスの導入を促進します。

⑤ 安全・安心まちづくりの推進等

土地区画整理事業により、子どもが安心して集える公園を計画的に整備します。（吉川中央地区3か所、武蔵野操車場跡地地区7か所）

公共施設の整備などにあたっては、犯罪などの防止に配慮した施設整備に努めます。



① 良質な住宅の確保

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
良質な住宅の確保	県営住宅への申し込みが円滑に行えるよう、市ホームページへの募集時期の案内や県営住宅の申し込み用紙の配付などを行う。	継続	建築課

② 良好な居住環境の確保

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
シックハウス対策の推進	居室内の有害化学物質による人体への影響を抑え、安全性を確保するために、建築確認申請時における室内の仕上げ材への制限や24時間換気設備装置の義務付けの審査を行うとともに、公共工事においては安全な建材の使用を行う。	継続	建築課

③ 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
道路照明灯整備事業	夜間通行時の安全の確保と犯罪被害防止のために、道路照明や防犯灯の設置を行う。	継続	市民安全課
交通安全施設整備事業	道路交通の安全確保と交通事故減少のために、道路反射鏡や路面標示等の設置を行う。	継続	市民安全課

④ 安心して外出できる環境の整備

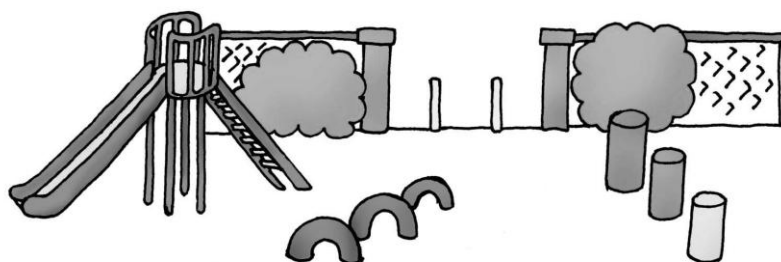
事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
ノンステップバスの導入補助事業	バスの利便性向上のため、バス事業者が低床式バスを導入する際に、その導入経費に対し、国、県、市の協調補助を実施する。	継続	政策室	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
道路照明灯整備事業【再掲】	3	(1)	③	市民安全課
交通安全施設整備事業【再掲】	3	(1)	③	市民安全課

⑤ 安全・安心まちづくりの推進等

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
子どもの見守り活動の推進	行政、警察、学校に加え、地域の方や保護者の方々と連携し、子どもたちが犯罪等に巻き込まれることを防ぐために、次のような活動を行う。 ・子どもたちの下校に合わせ、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図る。 ・広報よしかわ等により市民へ子どもの見守り活動の啓発を行う。 ・自主防犯活動団体や自治会へパトロール用具を配付し、自主防犯活動の推進を行う。 ・青色回転灯防犯パトロール車を貸出し、学校の登・下校や夜間にパトロールを実施する。	継続	市民安全課
(仮称) 2号街区公園整備事業	市民の生活環境向上のために、憩いの場となる公園の整備を行う。 土地区画整理事業（吉川中央土地区画整理）地区内に2,632㎡の公園を整備する。 (※平成22年度完成予定)	新規	道路公園課
(仮称) 4号街区公園整備事業	市民の生活環境向上のために、憩いの場となる公園の整備を行う。 土地区画整理事業（吉川中央土地区画整理）地区内に2,033㎡の公園を整備する。 (※平成22年度完成予定)	新規	道路公園課

第4章 基本施策と事業の取組

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
(仮称) 5号街区公園整備事業	市民の生活環境向上のために、憩いの場となる公園の整備を行う。 土地区画整理事業（吉川中央土地区画整理）地区内に1,125㎡の公園を整備する。	新規	道路公園課
公共施設（公園）等の 構造・設備の改善	市民が快適かつ安全に公園等を利用することができるよう、公園等施設の点検及び修繕若しくは危険施設の撤去を行う。	継続	道路公園課



(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「仕事と家庭生活の両立」を選んだ方は、就学前児童、小学生児童ともに45.7%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「仕事と家庭生活の両立」を選んだ方は、就学前児童で38.8%、小学生児童で51.7%です。

子どもがいても安心して働けるまちだとはっきり感じている方が、就学前児童で10.6%、小学生児童で14.6%でした。

ニーズ調査結果において、就労している父親の平均帰宅時間を見ると、帰宅が21時以降となる方が就学前児童で40.1%、小学生児童で32.3%となっており、就労している母親の場合も18時から21時の間の帰宅時間が50%を超えています。このように1日のうちで仕事に費やす時間が大半を占め、育児や家事を含めた私的生活の営みに時間をかけることのできない社会生活を改め、誰もが仕事と生活の調和がとれた社会を実現するためには、労働者、事業主、地域住民の理解と合意形成を促進するための広報・啓発活動や、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業・民間団体の事例紹介を行うとともに、これらの企業や民間団体を評価する社会風土の醸成が必要です。

母親の就労状況は、就学前児童の母親で35.6%、小学生児童の母親で65.3%が就労しており、現在就労していない母親も、就学前児童で84.6%、小学生児童で80.1%の方が今後の就労を希望されています。子どもの身の回りの世話を主に行っている母親の負担もさらに増加することと思われます。父親の子育て参加の促進と、保護者の就労支援のための子育て支援サービスの充実が求められています。

施策の方向と個別事業

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発と企業や民間団体の好事例の情報収集と提供に努めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
情報提供事業	誰もが働きやすい職場環境を進めることにより、仕事と子育ての両立ができるようにするために、国（厚生労働省）、県（産業労働部）などが作成するパンフレット（職場権利や制度、仕事と家庭の両立）等を商工会を通して、市内事業所（商工会会員1,301事業所：平成21年4月現在）へ配付し、周知する。	継続	商工課	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
男女共同参画社会を実現するための 広報・啓発の充実【再掲】	2	(2)	①	市民参加推進課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
【12事業】 ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
【12事業】 学童保育室事業【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
【12事業】 病児・病後児保育事業【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
【12事業】 一時的保育・特定保育事業【再掲】	1	(1)	①	子育て支援課
【12事業】 通常保育事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課
【12事業】 時間外保育・延長保育事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課
開放保育事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課
家庭保育室事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課
障がい児保育事業【再掲】	1	(1)	②	子育て支援課

(3) 子ども等の安全の確保

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」を選んだ方は、就学前児童で57.9%、小学生児童で61.0%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」を選んだ方は、就学前児童で24.1%、小学生児童で37.9%です。

犯罪被害に遭うことの少ない安全なまちだとはっきりと思う方が、就学前児童で14.1%、小学生児童で12.9%でした。

地域ぐるみで子どもを見守る体制ができているとはっきりと思う方が、就学前児童で20.0%、小学生児童で30.3%でした。

埼玉県内で平成20年中に発生した交通事故件数40,890件のうち、子ども（中学生以下）の占める割合は、1,015件（2.5%）となっています。事故発生時の交通手段も乳幼児期では車両同乗中、小学生低学年では歩行中及び自転車乗車中、小学生高学年から中学生では自転車乗車中と割合が変化していきます。乳幼児期にあつては、保護者向けにチャイルドシートや2人乗り（3人乗り）自転車の安全な使用に向けた啓発事業が重要であり、子どもの成長とともに各年代に合わせた交通安全教育の充実が求められています。

吉川警察署管内の刑法犯総数は、平成19年で4,445件、平成20年で3,736件と700件以上の減少となっています。これは、各地域での自主防犯組織等の活動の成果といえますが、犯罪までには至らない不審者の出没などは、現在も頻繁に発生している状況です。特に、子どもは自らの身を守る術に欠けていることから、子どもたちの身のまわりにいる大人の方々の見守りが重要です。子どもたちの保護者のみならず、地域全体での見守りを今後も継続していくことが求められます。

犯罪、いじめや虐待などの被害に遭った子どもたちは、自らの声で訴えることが難しい状況が多いものと思われます。保護者をはじめ、保育所（園）、学校、地域での大人たちが子どもたちの変化にいち早く気づき、早期の対応が重要です。各関係機関の連携と情報の共有とともに、専門カウンセラーなどによる「心のケア」などが行える体制の充実が課題となっています。

施策の方向と個別事業

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所（園）、幼稚園及び小・中学校における交通安全教室を推進します。

チャイルドシートの普及啓発活動を行います。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれることを防ぐために、小学校入学時に全児童を対象に携帯用防犯ブザーを配布します。また、緊急時避難先としての「子ども110番の家」の取組を継続します。

保第二公園防犯活動ステーションにおける、地域住民のボランティアによる見守り活動や青色防犯パトロール車による防犯パトロールを継続します。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの立ち直りを支援するために、関係機関の連携により、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等を行います。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課
交通安全教室事業	学校教育活動を通じて、命の大切さや交通ルール・マナーの安全教育を行い、交通安全の意識高揚を図るために、模擬信号機や交通標識を用いて、道路の安全な横断、危険な飛び出し、自転車の正しい乗り方などを実地指導する。	継続	市民安全課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業の概要	今後の方向性	担当課	
子ども110番の家	子どもの身を守るために、協力依頼に基づき、地域の一般事業所や家庭を、危険に遭遇した時の避難場所とする。	継続	学校教育課 少年センター	
事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
子どもの見守り活動の推進【再掲】	3	(1)	⑤	市民安全課

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	基本方針番号	基本施策番号	基本目標番号	担当課
要保護児童対策地域協議会運営事業【再掲】	2	(3)	①	子育て支援課
民生委員・児童委員、主任児童委員活動事業【再掲】	1	(1)	①	社会福祉課

第5章 行動計画の目標

1 地域における子育て支援事業（12事業）の内容

子育て支援12事業は、児童の健全な育成に資するものとして、市が実施に努めることとされている保育や子育て支援に関する事業です。

本計画においては、計画期間5年間の目標事業量を定めることとされていることから、市の財政状況や民間団体等との協働による整備供給基盤等を勘案し、設定を行います。

事業名	現況 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)	備考
①通常保育事業	7 場所 666人	8 場所 756人	
②特定保育事業 (非定型保育サービス)	2 場所 16人/日	2 場所 16人/日	
③延長保育事業	7 場所 430人	8 場所 490人	
④夜間保育事業	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑤トワイライトステイ事業 (夜間養護等事業)	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑥休日保育事業	未実施	—	ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。
⑦病児・病後児保育事業	未実施	1 場所 4人/日	平成22年度中に病児・病後児保育事業の体制を整備します。
⑧放課後児童健全育成事業	7 場所 13クラブ 513人	8 場所 15クラブ 600人	駅南地区小学校開校（平成25年度予定）に伴う学童保育室の開室。
⑨地域子育て支援拠点事業	センター型 1 場所	センター型 1 場所 サロン型 1 場所	平成22年度中に児童館にサロン型子育て支援センターを開設します。
⑩一時預かり事業 (緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス)	2 場所 4人/日	2 場所 4人/日	
⑪ショートステイ事業 (短期入所生活援助事業)	未実施	2 場所	平成22年度に乳児院2か所と委託契約を締結します。
⑫ファミリー・サポート・センター事業	1 場所	2 場所	平日夜間、休日等の受付体制を整備します。

2 目標事業量

(1) 通常保育事業

○事業内容

家庭で保護者が就労等により十分に保育することができない就学前の児童に対して、適正な保育を実施し、児童の健全育成を図るとともにその保護者の就労を支援する事業です。

○現状

7か所の施設において、666人の児童が利用しています。

○今後の取組

待機児童解消を目指すとともに、子どもの視点に立った保育を進めていくため、研修などの充実を図り、保育士の専門性及び保育の質をさらに高めます。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
7か所	666人	8か所	756人

(2) 特定保育事業（非定型保育サービス）

○事業内容

保護者の就労形態の多様化に伴う保育に対する需要の変化に対応するため、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に週3日を限度とし、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業です。

○現状

2か所の施設（市立第一、第二保育所）において、1日16人程度の定員で実施しており、平成20年度は延べ2,561人が利用しています。

○今後の取組

利用人数の向上を進めます。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
2か所	16人/日	2か所	16人/日

(3) 延長保育事業**○事業内容**

保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、時間を延長して行う保育事業です。

○現状

7か所の施設において、430人の児童が登録しており、平成20年度は延べ16,206人が利用しています。

○今後の取組

通常保育事業の拡大に合わせた取組を進めます。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
7か所	430人	8か所	490人

(4) 夜間保育事業**○事業内容**

保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午前11時から午後10時までの11時間開所を基本とする保育事業です。

○現状

現在実施していません。

○今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
未実施		—	

(5) トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

○事業内容

保護者が就業等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で児童を一時的に預かる事業です。

○現状

現在実施していません。

○今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)
未実施	—

(6) 休日保育事業

○事業内容

保護者が就労等により日曜祝祭日の休日において児童を家庭で保育できない場合に保護者を支援するとともに、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

○現状

現在実施していません。

○今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業の拡充にて対応します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)
未実施	—

(7) 病児・病後児保育事業

○事業内容

病中か病気回復期にあり、集団保育（保育所（園）、学童保育室等）が困難な小学校3年生以下の児童を一時的に預かることで、保護者の子育てと就労を支援する事業です。

○現状

現在実施していません。

○今後の取組

平成22年度中に病児・病後児保育事業の体制整備を行います。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)	
未実施	1 か所	4 人/日

(8) 放課後児童健全育成事業

○事業内容

小学校に就学している3年生以下の児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業です。

○現状

7小学校で実施しており、施設利用児童は513人になります。

○今後の取組

平成22年度に吉川小学校学童保育室に1クラブを増設します。

駅南地区の新設小学校開校（平成25年度予定）に合わせ、1か所（1クラブ）を増設します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
7 か所 13クラブ	513人	8 か所 15クラブ	600人

(9) 地域子育て支援拠点事業

○事業内容

在宅している乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや遊び場を提供したり、子育てに関する心配ごとの相談等を直接あるいは電話で対応し、子育てを支援する事業です。

○現状

市民交流センターおあしす内に、センター型子育て支援センターを設置し事業を運営しています。

○今後の取組

平成22年度中に、児童館（ワンダーランド）内に、サロン型子育て支援センターを開設します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)
1 か所	2 か所

(10) 一時預かり事業（緊急保育サービス、リフレッシュ保育サービス）

○事業内容

普段家庭において児童を保育している保護者が、急病や育児疲れの場合などに、一時的に保育所で行う保育事業です。

○現状

2か所の施設（市立第一、第二保育所）において、1日4人程度の定員で実施しており、平成20年度の延べ利用人数は165人となっています。

○今後の取組

利用人数の向上を進めます。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)		目標事業量 (平成26年度)	
2 か所	4 人/日	2 か所	4 人/日

(11) ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

○事業内容

保護者の疾病・出産・看護・事故等などの社会的事由により児童の養育が困難になった場合、乳児院で3歳未満児を一時的に養育保護する事業です。

○現状

現在実施していません。

○今後の取組

平成22年度に乳児院（2か所）との委託契約を締結します。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)
未実施	2か所

(12) ファミリー・サポート・センター事業

○事業内容

仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するために、育児の援助を行いたい方と、これらの援助を受けたい方が会員として組織を作り、相互援助の場として運営する事業です。

○現状

平成14年度に開設し、会員数513人、平成20年度の活動数は1,554件となっています。

○今後の取組

平日夜間及び休日等の緊急時受付が可能な体制の整備を行います。

○目標事業量

現 状 (平成21年度見込)	目標事業量 (平成26年度)
1か所	2か所



第6章 計画推進のために

1 家庭、地域、企業（事業主）の役割

この計画は、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していくことのできる社会を目指すための、行政の取組を中心にまとめています。次代の子どもたちを育むことは、子育て家庭のみならず、地域や社会が関わることで、とても大切なことであることを知っていただく必要があります。

未来を担う子どもたちを育てるためには、社会全体で子育てを支えていくことの必要性を広めるとともに、行政の取組と併せて、家庭や地域、企業（事業主）は次のような役割を担う必要があります。

～家庭の方々へ～

子育ての基本は家庭です。乳幼児期の家庭での生活は、その後の子どもの人間形成を大きく左右すると言われています。そのため、子どもに対して、愛情と信頼感を持って子育てを行い、子どもの基本的な生活習慣や自立心を育てることが望まれます。

また、子どもに家庭や社会のルールを身につけさせるとともに、人を思いやる心と道徳心を育てることも大切なことです。

家庭の誰か一人だけが子育てに関わるのではなく、家族みんなで子育てに参加することが重要です。また、子育てに悩みや負担を感じることがあったら、心と身体を休ませることも忘れないでください。

～地域の方々へ～

子どもたちの笑い声や走りまわる姿のある地域には、活気があります。子どもたちが安全に安心して育っていくには、地域の役割がとても大切です。

日常のあいさつや声かけなど、何気ないことから子どもたちとの交流がはじまります。

また、地域の子どもたちと接することの少ない大人にとっては、地域の行事やイベントの開催は、子どもの居場所づくりだけでなく、子どもたちと交流するための良い機会になります。

これらの交流を通して、大人は子どもを知り、子どもは大人を知ることができます。こうして大人と子どもの関係が深まることで、他人の子どもではなく、地域の子どものとして、一人ひとりの大人が意識することで、子どもの見守りができます。

～企業（事業主）の方々へ～

子育てには、職業生活と家庭生活との両立が図れる環境づくりがとても大切です。

100年に一度と言われる、厳しい経済不況のなかで非常に困難な課題ですが、未来の日本を担う子どもたちを育てるという観点から、是非取り組んでいただきたい課題です。まずは、経営者、就労者、双方が「子育て」の理解を深め、共通の認識を持つことからはじめ、環境づくりの第一歩を踏み出してください。

また、学校の教育現場では体験することのできない、就労や社会の仕組みを学ぶための職場体験や見学を受け入れることも、とても有意義な「子育て」だと言えるでしょう。

地域に根差す企業として、地元地域との関わりを意識しつつ、地域の子どもたちにも関心を持っていただくことが望まれます。

2 関係団体・機関との連携

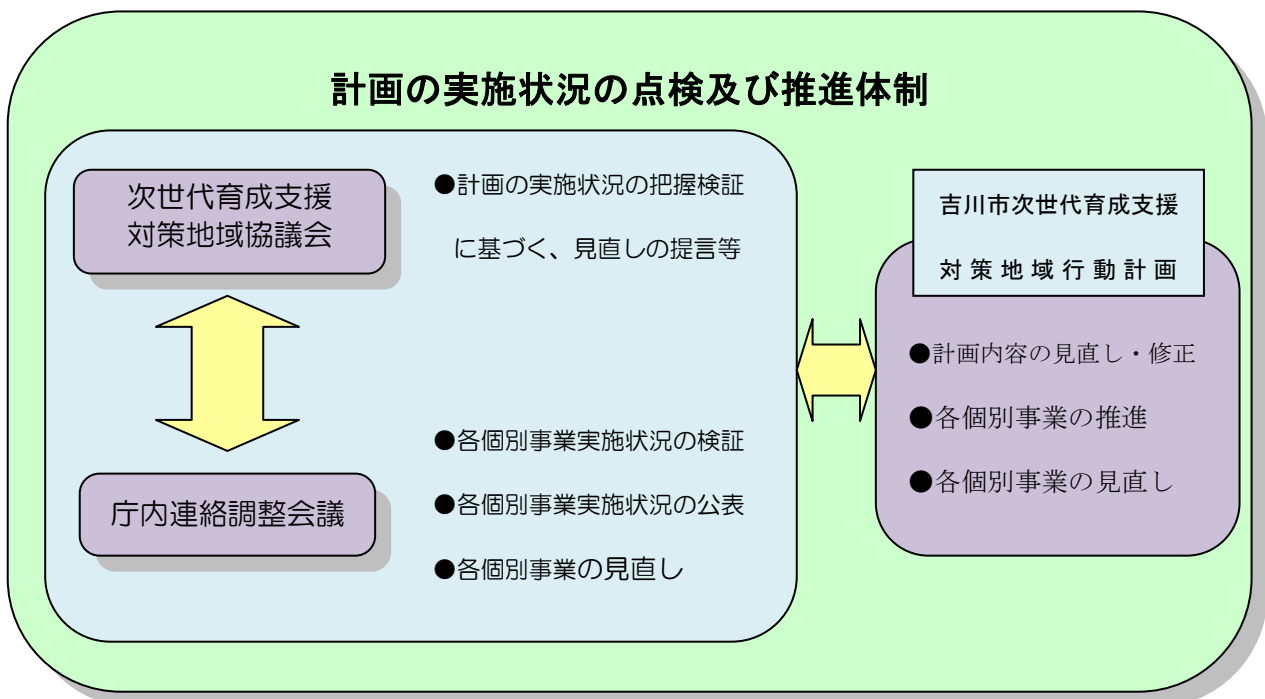
すべての子どもと家庭への支援という観点から対策を進めるために、市が行う行政サービスと併せて、市民、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会などの各種団体との連携・協働を進めていきます。

さらに、児童相談所、保健所、教育機関、警察、社会福祉協議会などの関係機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員の方々との連携強化を進め、この計画を推進します。

3 事業の進捗状況の把握及び報告・公表

この計画を推進するにあたり、庁内関係部署からなる連絡調整会議を設置し、この計画で掲げた事業の実績や進捗状況を把握・点検・評価するとともに内部調整を行うなど、庁内の推進体制の整備を行います。

また、次世代育成支援対策地域協議会を開催し、本計画の進捗状況等について定期的に検証するとともに、その内容を公表します。





資料編

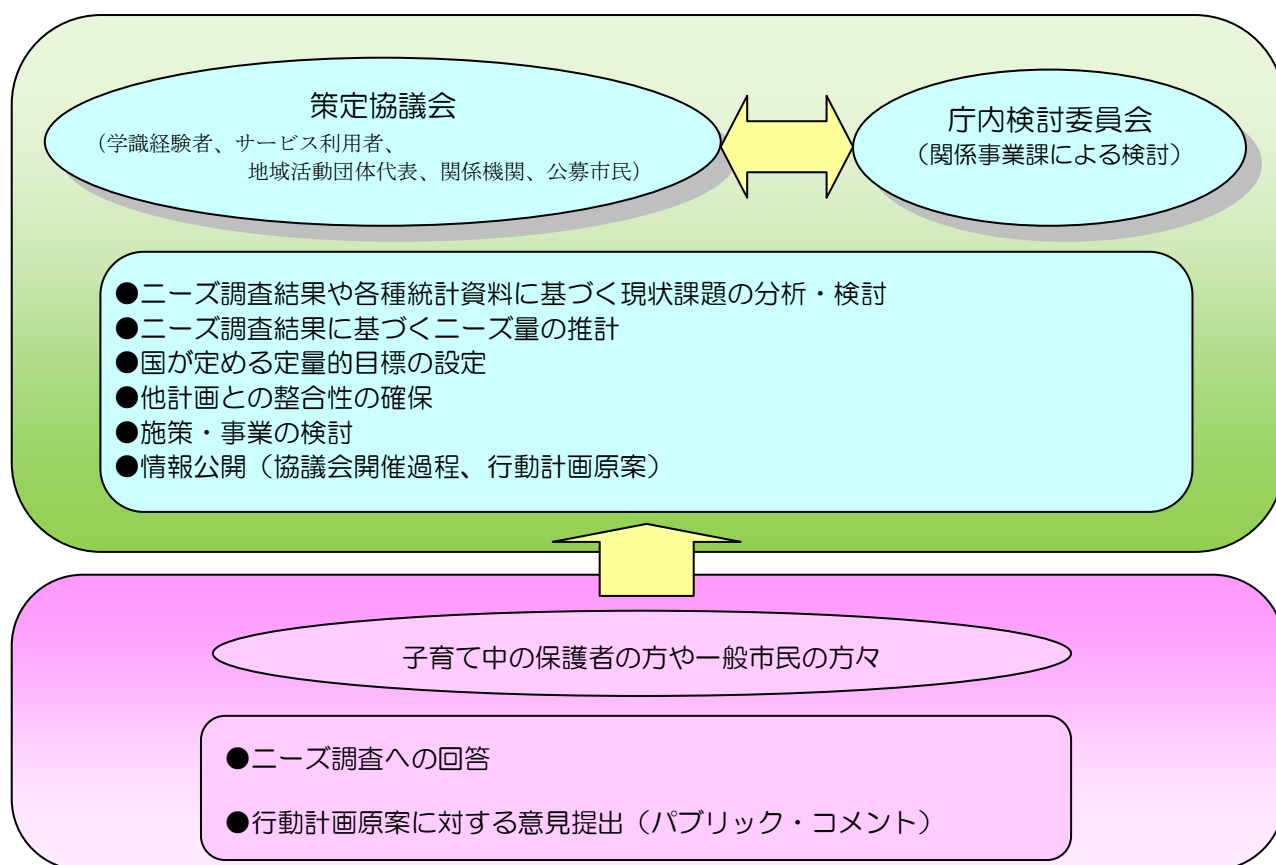
1 計画の策定体制

本計画の見直し策定にあたっては、現在の次世代育成支援対策に関する様々な基礎的データを収集するため、平成21年2月にアンケートによる「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、専門的意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、福祉・教育などの専門家、企業（事業主）の担当の方、さらに子育て中の保護者の方、一般公募の市民の方の17名で構成された「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会」（以下「協議会」と言います。）を計画の策定までに5回開催し、計画内容について協議しました。

また、計画内容を実務的に検討するため、庁内の関係課職員で構成する「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会」を協議会と並行して開催し、その検討結果を協議会に諮りました。

なお、協議会でまとめられた計画原案を市内公共施設8か所及び市ホームページに公表し、パブリック・コメントとして、広く市民の方々から意見等を募集し、計画を策定しました。

■計画の策定体制図



2 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成21年 2月	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 調査対象数 就学前児童 1,000人 小学生児童 1,000人 回収結果 就学前児童 555人 (回収率 55.5%) 小学生児童 541人 (回収率 54.1%)
平成21年 6月	第1回策定協議会 ・行動計画策定の背景及び意義等 ・ニーズ調査報告書(概要) ・今後の進め方及び子育て支援に関する自由意見
平成21年 7月	第1回庁内検討委員会 ・行動計画策定の背景及び意義等 ・計画全体の見直しの方向性 ・基本理念及び現状の把握と課題 ・後期個別事業調査
平成21年 8月	第2回策定協議会 ・後期行動計画の構成 ・基本理念及び現状の把握と課題
平成21年 9月	臨時庁内検討委員会 ・基本理念及び現状の把握と課題
平成21年10月	第2回庁内検討委員会 ・基本理念及び現状の把握と課題 ・第1章 行動計画策定の趣旨 ・第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 ・第3章 計画の基本的な考え方 第3回策定協議会 ・基本理念及び現状と課題 ・第1章 行動計画策定の趣旨 ・第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 ・第3章 計画の基本的な考え方 ・第4章 基本施策と事業の取組
平成21年11月	第3回庁内検討委員会 ・第1章 行動計画策定の趣旨 ・第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 ・第3章 計画の基本的な考え方 ・第4章 基本施策と事業の取組 ・第5章 行動計画の目標 ・第6章 計画推進のために

年 月 日	事 項
平成21年12月	第4回策定協議会 ・第1章 行動計画策定の趣旨 ・第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 ・第3章 計画の基本的な考え方 ・第4章 基本施策と事業の取組 ・第5章 行動計画の目標 ・第6章 計画推進のために
平成21年12月 ～ 平成22年 1月	後期行動計画原案に対するパブリック・コメントの実施 (平成21年12月22日(火)～平成22年1月21日(木))
平成22年 1月	第4回庁内検討委員会 ・後期行動計画原案について
平成22年 2月	第5回策定協議会 ・パブリック・コメントについて ・後期行動計画原案について ・後期行動計画発効後の進行管理について
平成22年 3月	計画策定

3 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会設置要綱

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定による吉川市次世代育成支援対策地域行動計画の策定に当たり、市内の子育て支援に携わる各界各階層からの幅広い意見を反映させるため、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、計画の策定に必要な事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから委員を委嘱しなければならない。

- (1) 学識経験者
- (2) サービス利用者
- (3) 地域活動団体
- (4) 各種関係機関
- (5) 公募委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年4月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、

その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、平成22年4月30日限り、その効力を失う。

4 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画策定協議会名簿

(敬称略)

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	学識経験者	市村彰英	埼玉県立大学
2	サービス利用者	末武みどり	吉川市保育所(園)合同保護者連絡会
3		市川真利子	幼稚園保護者会(あさひ幼稚園良い子の会)
4		角田伸次	吉川市学童保育室連絡協議会
5	地域活動団体	辻健人	吉川市青少年相談員協議会
6		藤井正子	P T A 連 合 会
7		天野寿美子	よしかわ子育てネットワーク
8		竹内榮太郎	吉川市自治連合会
9	各種関係機関	高橋友和	吉川市社会福祉協議会
10		新井博	吉川市立小・中学校長会
11		齋藤正恵	吉川市民生委員・児童委員協議会
12		甚野吉和	企業(事業主)(株丸和運輸機関)
13		四方準一	埼玉県越谷児童相談所
14		五十嵐修	吉川市幼稚園協会(あさひ幼稚園)
15		会田勝一	吉川市民間保育園(つばさ保育園)
16	公募委員	白井美佐子	公募市民
17		村川夕子	公募市民

5 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会設置規則

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会設置規則

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画のうち平成22年度から平成26年度までを計画期間とする行動計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告する。

- (1) 計画案の策定
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、市長が指名した職員（以下「委員」という。）により構成するものとする。

- 2 検討委員会に委員長、副委員長及び書記を置き、委員の互選をもって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画の策定の日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付すべき議案を委員に通知するものとする。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、第2条の規定による市長への報告の日限りその効力を失う。

6 吉川市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会名簿

No.	部 室 名	課 名	職 名
1	政 策 室	岡 田 啓 司	政策室企画担当副主幹
2	総 務 部	山 崎 純 子	庶務課人権・相談担当副主幹
3	市 民 生 活 部	小 林 千 重	市民参加推進課男女共同参画担当主査
4		高 鹿 正	商工課消費労政係長
5		秋 山 治	市民安全課交通安全係長
6	健 康 福 祉 部	浅 水 明 彦	社会福祉課課長補佐兼障がい福祉係長
7		中 村 久 美	健康増進課健康増進係長
8	都 市 建 設 部	宗 像 浩	都市計画課都市計画係長
9		田 中 敏 昭	建築課課長補佐兼建築指導係長 兼営繕係長
10		小 島 誠 治	道路公園課管理係長
11	教 育 部	清 水 孝 二	学校教育課学校支援担当副主幹
12		桜 井 健 一	生涯学習課生涯学習係長
13		箕 輪 晋 治	スポーツ振興課課長補佐 兼スポーツ振興係長

7 用語解説

区分	連番	頁	用語	説明
か行	※18	62	学校運営協議会制度	教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議をする機関であり、委員は当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童等の保護者などとされ、教育委員会が任命します。学校評議員とは異なり、学校運営協議会は、地域社会の意思に基づく学校運営のために一定の権限を有しています。
	※17	62	学校評議員会	地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられ、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦により学校設置者（教育委員会、学校法人等）が行います。評議員一人ひとりの責任において、学校運営に関し、校長の職務（公務）を適確に実施させるために意見を述べる権限を有しています。
	※5	41	協働	吉川市では、吉川市市民参画条例において、「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。」と定義しています。
	※1	3	合計特殊出生率	1人の女性（15歳から49歳まで）が一生の間に産む子どもの数です。
	※3	33	子育て支援センター	地域における子育てを支援するため、育児相談、子育て支援サークルの育成、子育て情報の提供、子育て講座等を行っている子育て支援拠点施設です。
さ行	※22	73	シックハウス症候群	新築の住居などで起こる、倦怠感・めまい・頭痛・湿疹・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状があらわれる体調不良など、住宅に由来する様々な健康傷害の総称であり、単一の疾患を表す訳ではありません。主として住宅室内の空気質に関する問題が原因として発生する体調不良を指す場合が多く、その場合は、何らかの理由で室内の空気が汚染された結果、その空気を居住者が吸引することによって発生するとされています。室内空気の汚染源の一つとしては、家屋など建物の建設や家具製造の際に利用される接着剤や塗料などに含まれる有機溶剤、木材を昆虫やシロアリといった生物からの食害から守る防腐剤等から発生する揮発性有機化合物があるとされています。また、化学物質だけではなく、カビや微生物による空気汚染も原因となり得ます。
	※15	61	習熟度別学習	習熟度別学習とは、学校などで授業の際に児童・生徒をその教科の習熟度に応じて、複数の学級をいくつかのクラスに編成し直したり、1つの学級内で別々のコースで学習するなどして、学習の効率を上げようとする授業法です。
	※2	9	出生率	人口千人に対する出生数です。

区分	連番	頁	用語	説明
	※10	51	主任児童委員	民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。
	※19	62	小1問題	精神的に幼いために学級という集団生活になじめなかったり、学校生活のルールが理解できなかったりすることから、授業中に席を立って歩き回ったり、騒いだりする現象をいいます。2000年前後から都市部の小学校の先生の間で、課題として指摘されるようになりました。自分の意思で授業を放棄する学級崩壊とは異なり、家庭や地域社会のしつけが不十分な状態で育てられてきたことが原因とされています。
	※7	43	情報モラル	モラルとは『(1)道徳。倫理。習俗。(2)道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて具象化したところに生れる思想や態度。』(広辞苑)とあり、社会に生きていくうえの基礎となる善悪の判断力や主体的な態度のことをいいます。したがって、情報モラルとは、「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」と考えることができます。情報教育のねらいを体系的に記述した「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議第1次報告(1997)」でも、情報モラルは「情報社会に参画する態度」のなかの重要な柱の項目になっています。
	※13	55	食育	食育(しょくいく)とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。2005年に成立した食育基本法においては、「生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についての総合的な教育のことです。
	※12	51	青少年相談員	青少年教育の一環として埼玉県と千葉県が定めている制度です。埼玉県では、1964年に創始され、18歳から35歳までの青年を各市町村長が推薦し、知事が委嘱します。任期は2年。各市町村に独立した組織があり、地域の少年や青年に対する「友達活動」をし、「話し相手」になるとされています。青少年を対象にした活動は、市町村によって異なりますが、夏のキャンプや社会体験活動などを行います。年齢層が比較的若年層ということもあり、他の教育団体に比し学生も多いことから平均年齢も若く、比較的柔軟な動きができることから、絶えず「青少年相談員参加」の門戸を開いていることが特徴です。

区分	連番	頁	用語	説明
た 行	※16	61	ティーム・ティーチング (T. T)	ティーム・ティーチングとは、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のことです。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではありません。それぞれの教員が分担する役割をしっかりと果たすことで成り立つ指導形態です。
な 行	※23	74	ノンステップバス運行率	路線バスの全運行回数に対するノンステップバスの運行回数です。
は 行	※21	69	ハイリスク家庭	この計画中では、経済的要因や子育て不安などから、子どもに対して虐待や養育放棄等を行ってしまう、危険性の高い家庭という意味で使用しています。
	※14	56	ハイリスク出産	出産の際に母体や胎児への危険性が高い出産という意味で使用しています。
	※9	44	バリアフリー	広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいいます。一般的には、障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。
	※4	34	ファミリー・サポート・センター	子どもを預かってもらいたい利用会員と子どもを預かってくれる協力会員が相互援助の活動を行うために、双方の調整を行う機関です。
	※20	63	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のことです。
ま 行	※11	51	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者です。民生委員は児童委員を兼ねることとなっています。
や 行	※8	44	ユニバーサルデザイン	「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであり、バリアフリー概念の発展形です。デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。
	※6	42	よしかわ子育てネットワーク	子育てサークルと子育て支援サークル及び活動に賛同するOB、個人、団体で構成される、子育てが楽しくなるまちの実現をめざすことを目的とする団体です。(平成16年6月設立)

吉川市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）

2010（平成22）年3月
編集・発行 埼玉県 吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地1
吉川市役所 健康福祉部子育て支援課
TEL 048-982-9529（直通）

